

第3章 救済・復旧・復興の状況

第1節 救済

1 救助（住民組織、役場、警察、消防、軍）

死ぬ思いにさいなまれた桜島の住民にとって避難直後から県、郡市町村当局並びに警察、軍隊、鉄道、郵便局などに加え、民間団体や個人から寄せられた多大な同情は“地獄で仏”であった。

(1) 住民組織

大正年間には官民ともに桜島火山爆発に伴う避難や救護についての認識は薄く、今日のように住民による防災組織はなかったと思われる。各集落（当時の部落）には村役場の下部組織を思わせる青年会、婦人会、小組合なる組織があった。消防と共に地区民への広報と弱者救済に活躍した。また役場三役のほか、各駐在所巡査、学校長、郵便局長などの地元有力者の殆んどが測候所の見解に基づいて爆発時点まで家族もろとも地元に残り、住民の避難・救援に尽力したことが語られている。

青年会：15～30才の全男子で構成
(火の用心、海難防止、風俗衛生、野山の盗難防止見回り)。

当時の村役場と集落との情報伝達は全て徒歩または漁船が使われ、測候所とのやり取りは東桜島村有村郵便局及び西桜島村横山郵便局にあった2台の電話によって行われた。

避難地での同情
○避難者の中遠い所は県外、近
い処では一・二里の処に行つた
が、一番多かったのは日置郡伊
集院村、東西市来村、始良郡、
薩摩郡であった。何れの場所
も青年会、婦人会、小組合、在
卿軍人、消防団等は勿論個人で
も出来る限りの同情を受けた。
或る場所では“ゆで藪”を道
ばたにおき又場所によっては
握り飯を配布し、荷物の運搬の
手伝いやら小屋掛け、米、粟、
薪を持ちより等して親切の限
りをつくした。

逃げ遅れた脇集落の全員が海潟青年会の漁船に救助されるなど、至る処で青年会や婦人会、在郷軍人会などによる自主的な救護活動が繰り広げられた。

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋
出典：西桜島村,1964

また、鹿児島市内でも島民の救護として、12日には竹之内安太郎（鼓川町）、藤安辰太郎（住吉町）、枝元喜之助（西千石町）、酒匂弥兵衛（下荒田町）の4か所に炊飯所を設けて炊き出しを開始し、桜島避難民が収容された不断光院、興正寺、八幡小学校、男子高等小学校、東・西本願寺、県立商船学校、高等農林、造士館、清水小学校の9か所に“握り飯”を配当して救護に努めた。

山形屋呉服店も独自の救護所を設けるとともに西本願寺（100名）、明治屋・藤安呉服店（220余名）、岩切医院（150名）に握り飯を贈り、実業家中馬辰二郎氏は磯浜焼酎醸造場（600名）で炊き出しを行い、石灯籠明治屋呉服店は白米 20 俵を供出し、和泉屋町吉村新左衛門氏も島

民 59 名を一時自宅に保護したあと全員を鹿児島市役所に引き渡すなど、市民の自発的な救助もなされた。

(2) 役場

役場としては東、西桜島ともに『噴火は桜島にあらず、住民は避難するに及ばず』の立場をとっていたため事前の住民避難指示ができず、対応が後手にまわり特に東桜島役場では準備していた緊急脱出用船も失い、やむなく村の金庫に残っていた公金を帆柱にくくりつけ、瀬戸海峡を泳いで対岸へ脱出するしかなかった。幸い海峡中間付近で海漕の漁船に救助されたが、収入役と書記を失う結果となった。

折からの西風に乗って降りしきる火山灰と軽石のなか、1月の冷たい海水に洗われなら、多くの村民も失う結果を招いた川上村長の無念さを偲び村長の遺志として、噴火後 10 年目に建立された東桜島村の爆発記念碑が「理論に信頼せず」になったといわれる。



写真 3-1 東桜島村爆発記念碑

東桜島小学校校庭 出典：橋村，1994

桜島爆発記念碑（碑文）
大正三年一月十二日、桜島ノ爆発ハ、安永八年以来ノ大惨禍ニシテ、全島猛火ニ包マレ、火石落下シ、降灰天地ヲ覆ヒ、光景慘憺ヲ極メテ、八部落ヲ全滅セシメ、百四十名ノ死傷者ヲ出セリ。
其爆発数日前ヨリ、地震頻発シ、岳上ハ多少崩壊を認メラレ、海岸ニハ熱湯湧出シ、旧噴火口依リハ白煙ヲ揚ゲルナド刻々容易ナラザル現象ナリシヲ以テ、村長ハ、数回測候所ニ判定ヲ求メシモ桜島ニハ噴火ナシト答フ。故ニ村長ハ在留ノ住民ニ狼狽シテ避難スルニ及バズト諭達セシガ、間モナク大爆発シテ、測候所ヲ信頼セシ知識階級ノ人、却テ惨禍ニ罹リ、村長一行ハ難ヲ避クル地ナク、各身ヲ以テ海ニ投ジ、漂流中、山下収入役、大山書記ノ如キハ、終ニ悲惨ナル殉職ノ最期ヲ遂グルニ至レリ、本島ノ爆発ハ、古来歴史ニ照ラシ後日亦免レザルハ必然ノコトナルベシ。
住民ハ理論ニ信頼セズ、異変ヲ認知スル時ハ、未然ニ避難、用意、尤モ肝要トシ、平素勤儉産ヲ治メ、何時変災ニ値モ、路途ニ迷ハザル覚悟ナカルベカラズ。茲ニ碑ヲ建テ以テ記念トス。

大正十三年一月

東桜島村

東桜島村では、住民は青年会などの呼びかけで、各自がそれぞれ集落の漁船等に分乗して、前日の 11 日から 12 日にかけて大混乱のなか脱出している。

一方、西桜島役場の場合も同様に前日から地元青年会が結束して希望者を避難させたが、幸いに鹿児島市の対岸に当たるため、噴火の様子が手に取るように目視され、鹿児島県及び鹿児島市は爆発と同時に救助船を派遣して犠牲者なしの偉業を達成した。村役場は東桜島同様に組織的な救援船の手配は出来なかったと思われる。

さらに、地方では流入してくる避難民の対応に苦慮しつつも、“握り飯とタクアン”を道路端で無人提供するなど最大限の同情が示された。

垂水と桜島噴火よりー当時、垂水村長から肝属郡長への報告ー

(垂水市教育委員会,1988,2006)

●第1回報告: 1月13日8:00

桜島よりの避難者は一昨夜から爆発後にかけて続々と海潟、中俣に渡ってきた。渡船が不足するため泳いで渡ろうとした者も多かった。瀬戸海峡で救助されたものは男7名、女2名で、9名全員がほとんど人事不省であったが応急手当を加え何れも蘇生させた。外に溺死した者1名(山下東桜島村収入役)。

●(避難民救護の状況等)

◎1914(大正3)年1月12日朝桜島の爆発に伴う冲天の黒煙は灰砂と共に折からの西風に送られて瀬戸海峡を越え、我が村を掠め取ろうとする物凄い勢いであった。

鳴轟震動が激しくその凄惨さは語ることが出来ない。すでに桜島島民の中にはいち早く避難して来た者もあったが、渡るにも船がなくどうすることも出来ず浜辺に集まって、悲鳴を上げて救助を求める幾百の老若男女が周章狼狽する光景を望見し、二俣方面の住民の多くは避難しており、たまたま残留していた者も他をかえり見る余裕なく、村吏や有志の者と東奔西走の末ようやく4、5隻の和船を得て署員消防夫に分乗を命じ幾多の危険をおかして救護に当らせる一方、避難者収容所を準備させて村山、林医者の援助の下に救護船からの水難者の応急治療を施して炊出を与えた。また一方では火石落下のため山林が火災になるのを恐れて予防警戒を加え、かかる混乱のときに東桜島村長より公金3,000余円の保管を託されたが何らの失態をも招かなかった。

◎村吏米田氏は今井巡查と力を合わせて辛うじて3人の船頭を雇い、海上を探し回った。

有部落の沖合いで脇部落住人川元氏が仮死状態で帆柱に捕まり浮流していたので救助して、運よく救助のため有村沖に投錨した第二大信丸(大阪商船)に事後処置を引継だあと午後3時半、有・脇には未だ40名程の残留があったため、百雷鳴動のなか恐れる船頭を励まして噴

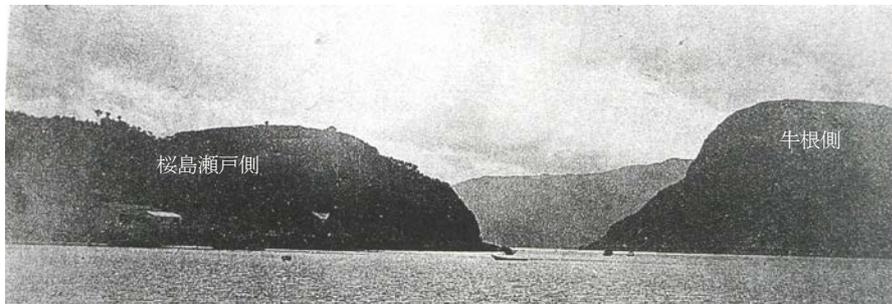


写真3-3 噴火以前の瀬戸海峡(幅約360m) 出典:九州鉄道管理局編,1914

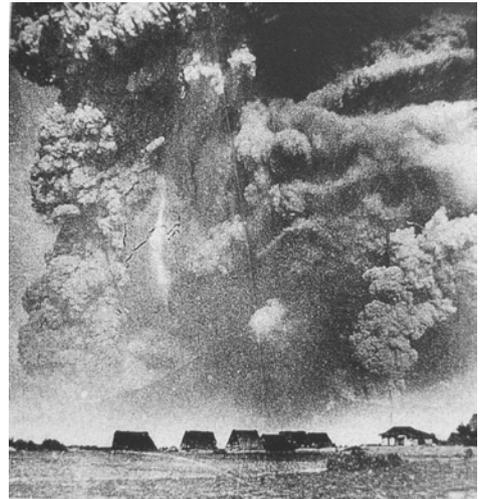


写真3-2 垂水村から見た桜島噴火

出典:橋村,1994

石を恐れて布を頭のにせて有村温泉場の海岸に漕ぎ着けた。その前から有・脇二ヶ所は噴火噴石のため人家は炎々と燃え上がり、家畜は四方八方に駆け回り、残

留の島民はここかしこに狼狽狂奔していたが、救護船が海岸へ到着すると手拭を振りかざしながら集まって来た。川原尋常小学校長石川先生一家および有村郵便局長木佐貫氏一家など38名全員を乗船させ、沖合いに待機していた大信丸に引き渡した。午後4時を過ぎていた。

◎消防組小頭内田氏は、松下分署長の命を受けて消防夫を引率して海潟へ駆けつけたが、崎山で東桜島村脇の山下源太郎の倅に会ったので、桜島避難の状況を尋ねたところ、"4,50名が海中を泳いでいる。川上村長、山下収入役もこの中にいる"という。直ちに本人を案内役にして海潟の船主森本氏を船頭に消防夫など7人で向かったが、途上で10人乗合いの破損船に遭遇しまずそれを救助した。進航中に会った脇の帆船の様子を聞いたところ、村収入役は同船に救助されていた。先に救助した避難者10名を帆船に移し海潟に避難せしめたが、収入役は手当ての甲斐なく殉職された。有村付近で海中に衣類を背負い或いは木材を頼りに浮沈している者達を発見し4名を救い揚げたが、何れも氏名を名乗れない程の生命危篤の状態で、巡査や村吏員に引渡し、すぐさま和田浜方面に引き返したが海上に人体は見当たらなかった。

◎13日に至り、瀬戸および黒神集落には前田巡査と山口小学校長の両家族をはじめ住民20名程度が取り残されていることが判明し、急遽前田巡査と中俣有志2名及び避難者2名で海潟中俣を小舟で漕ぎ出した。午後1時瀬戸集落に着き5名を救出して戸柱鼻海岸に上陸させた。再び折り返したが降灰激しく海面は軽石に覆われて接岸できず、ようやく翌日14日午前1時になって上陸出来て捜索が始まった。



写真3-4 1月30日閉塞直前の瀬戸海峡
出典：橋村, 1984

◎14日の夜明けを待って東南方向の牛根麓を目指したが海上一面の軽石で舟の自由が失われたうえ風が出て15日午後4時には北方の牛根境沖まで流された。これに気付いた牛根境部落の人々が救助に来てくれたが軽石のため近寄ることができず、翌16日午前6時になり新島に向かったものの目的を達せず今や3日間絶食であった。軽石と共に福山沖へ行き着こうとした同日午前10時頃と午後3時頃に2度汽船(水雷艇)が救助に来たがこれもまた軽石にさえぎられた。

夕方になって福山沖まで流された時、福山村の青年会並びに消防組が近づいてきて、軽石面に板を敷き並べてようやく救助された。福山に一泊し翌17日午前8時福山を出発して同日午後4時に陸路8時間歩いてようやく海潟・垂水に帰着できた。

◎ このように海潟を主とした島民の救助については、救護者80名によって被救護者(救出者)の総数は540名など克明に記録されており、これを整理したのが次表である。

表 3-1 桜島東部の救済状況 出典：垂水市教育委員会, 1988, 2006

日 時	救 護 者	救助地	救出人員	備 考
1/12：9時～11時	海潟)瀬脇船頭他 2 名	有	2 往復して住民男女 57 人	海潟へ上陸
1/12：9時～11時	田神)深見船頭他 6 名	有	住民男女 18 人	海潟へ上陸
1/12：9時～11時	田神)岩切長船頭他 6 名	脇	住民男女 35 人	海潟へ上陸
1/12：3時～5時	海潟)和田頭他 6 名	有・脇	2 往復して住民男女 62 人	海潟へ上陸
1/12：8時～11時	海潟)岩切船頭他 6 名	脇	住民男女 45 人	海潟へ上陸
1/12：未明～11時	海潟)川畑船頭 1 名	脇	住民男女 55 人	海潟へ上陸
1/12：5時～10時	海潟)篠原仁氏 1 名	有・脇	2 往復して住民男女 31 人	和田浜へ上陸
1/12：未明～10時	海潟)篠原正氏他 3 名	古里	3 往復して住民男女 85 人	海潟へ上陸
1/12：8時～11時	海潟)岩切勘船頭他 6 名	有	住民男女 17 人	協和小前浜へ上陸
1/12：6時～10時半	海潟)脇元彦船頭他 4 名	有	住民男女 14 人	海潟へ上陸
1/12：5時～10時半	海潟)中馬源氏 1 名	有	住民男女 40 人	海潟へ上陸
1/12:11時～16時半	海潟)米田,今井船頭 3 名	有脇沖	石川校長他 38 人	第二大信船上へ
1/12:12時～16時半	海潟消防組内田氏他 7	瀬戸沖	川上村長他 14 人名救出	海潟救護所
1/12：11時～13時	田神)宮原氏他 7 名	有脇沖	漂流中の母子他 3 人	海潟救護所
1/12：1時～15時	海潟)荒川氏他 1 名	黒神	残留者 43 人牛根上陸山越え	海潟救護所
1/12：12時～15時	田神)鈴木消防夫他 4 名	有沖	溺死寸前 3 人	海潟救護所

*合計差は帰郷・他地への再移住。民家等に移転したものと推測

鹿児島県谷口知事はこれらを殊勝として、次の通り賞与をあたえた。

金 10 円…柏木万吉他 1	金 8 円…米田豊武他 1
金 5 円…鈴木金四郎他 58	金 3 円…宮原景豊他 14
	金 2 円…永峯伊右衛門

垂水・牛根地区の避難者数は当初 3,000 余人と集計されている。噴火後 1 週間で 800 人足らずに減少したのは、桜島への帰郷あるいは他地域又は知人宅など民家へ再移転したものと推測される。

(3) 鹿児島市の活動

鹿児島市は爆発のすさまじさを目の当たりにして、湾内に停泊中の各汽船を徴発して直ちに横山、赤水、小池その他各方面に向かって救助船を出した。

また、島民の救護として 12 日には市内の篤志家が 4 個所に炊飯所を設け、市水道局の常雇夫を配置して焚き出しの援助を開始し、避難民が収容されている寺院や学校など 9 箇所を“握り飯”を配当して救護に努める一方、市吏員で視察団を組織して市内を巡視して避難民の対応に当らせた。

鹿児島市は市内の避難民救護所に“握り飯あるいは白米”等を配当したが、その戸数は 481 戸、人口 2,659 人分であった。



写真 3-5 市内の避難状況

出典：宮原, 1914,

表3-2 島民の救助

出典：鹿児島市,1924

12日…	2,400人余
13日…	5人
14日…	35人
15日…	3人



写真3-6 無人化した鹿児島市内

出典：九州鉄道管理局編, 1914

13日午後に至り風向きが変わり、降灰が全市を覆い街は暗黒の巷と化しさらに津波・毒ガス・台風襲来の流言飛語も飛び交い、避難中の島民は勿論、市民も巻き込んで高台や遠方への大移動が起こり、鹿児島市内の経済は一時麻痺した。

大森博士の報告書

桜島の変動は去る十日強震に続き多量の溶岩を流出せるあり既に最大活動の時期を経過し漸時鎮静の状態に向いつゝあれば桜島の住民も場所に依りては帰還するも差支えなしと思はる但し噴火現象は急に一時に静止すべきものにあらずして多少の降灰を見るは数ヶ月に亘るべし今後数年の間時々局部的に幾分の活動なきを保せざれば桜島に於いて更に多数の地震を感じ或は強震を発する等の場合には避難其の注意を怠らざらん事を望む又燃島新島は安永大噴火後に出現せしものなれば其の居住者は特に平常の注意を必要とす。

大正三年一月廿日
大森房吉

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋 出典：鹿児島新聞編, 1914

更に追い討ちを掛けるように午後6時過ぎに大地震(M7.1)が発生して道路に面した民家や石垣等の倒壊があり、西武田田上では大規模な崖くずれのため、避難中の住民を巻き込んで多くの犠牲者を出した。鹿児島市役所広場は市民の避難所となり、先着の島民避難者とともに立錐の余地もない状況となった。

鹿児島市は16日に至り、地震学者大森房吉博士(東京帝国大学)の現地調査の結果から翌17日には市長代理山本徳次郎名の告諭第一号と共に「鹿児島市に危険なし」の告示で、帰来と業務に復するよう促した。

更に18日には鹿児島市は串木野市来・伊集院・吉田・谷山の市民避難地に吏員2名を派遣して、前日発布した論告文を見せて直接に鎮静に向かう桜島の消息を伝え、市民の帰還を促ながして業務に服すべき旨を諭してまわった。津波と毒ガスの襲来というデマによって、市外に逃れた鹿児島市民は20日前後から復帰し始めた。



写真3-7 告諭を見る市民

出典：橋村, 1994

この間、市消防組は12日の非常招集時には240名が出動して島民の救出、救護等に活躍したが、18時半前地震に驚き家族のもとに帰り避難するものが出て、最後まで残った者で18日までは昼夜兼行で避難者の救護、火災予防など各対策に従事した。

17日には東風に乗って市内は激しい降灰に見舞われ、白昼でも暗くなっていったん帰来した者も再び避難するなど人心は大いに動揺した。さらに鹿児島市は、救助に尽力された地方各役場に謝意を述べることも重要であった。

また、救護に特別に貢献した吏員には、市議会の提案によって賞与を配し苦勞を労った。



写真3-8 支援を受ける避難民

出典：鹿児島県立博物館, 1988、九州鉄道管理局編, 1914

(4) 鹿児島県郡当局の活動

鹿児島県は、噴火後直ちに生産町の海岸にあった水上巡査派出所に出張し、湾内に停泊していた大小の船舶を徴発して、救護船に仕立て救護に当たることを主体に、乗組員の配置、巡査及び消防組の非常配置、巡査及び消防組の非常招集、避難民の救助と収容、市内秩序維持の計画をたてた。

昼夜にわたり部下を指揮する一方、内務大臣への状況報告の打電に努め、午後6時半には警保局長から「佐世保海軍を派遣する」の電報を受理した。船舶の救助活動は12日噴火直後より開始され、12日午後3時すぎ、柴立小学校校長家族、光善寺住職家族など部落から2km離れた燃崎まで歩き、救助を待っていた30名は15時ごろ県派遣の大信丸が救助し、燃崎まで歩く

気力も失せて湯之海岸で救助を待っていた30余名も同じく15時頃県派遣の曾良（そら）丸に全員救助されて鹿児島市へ避難させた。

14日早朝には高免・黒神で33人、15日には野尻で5人、黒神で1人が立ち往生している現場に竹島丸を捜索に当らせるなど、延べ2,573人を救助した。

鹿児島郡役所も水上派出所に出張し県当局や警察側と協力して島民の救出にあたり、噴火や被害の調査を実施した。また、大勢の避難者が駆け込んだ東桜島村



写真3-9 桜島に向かう救助船

出典：橋村, 1994

対岸の牛根村、垂水村、新城村などでは、村役場をはじめ地域住民の並々ならぬ救助活動が繰

り広げられた。例えば垂水村水之江小学校では全校を開放して、にわか仕立ての炊事場で食事の提供を行った。飲まず食わずで逃げ込んだ避難民の感謝の気持は推し量れない。

14日、鹿児島市内はじめ桜島周辺市町村に広がる流言飛語に惑わされる避難者と地元住民の狼狽ぶりを憂い、鹿児島県知事は告諭第一号を発した。また鹿児島県は、2月8日現在の桜島罹災救助人員を次のとおり発表している。

表3-3 県の救助人員 出典：鹿児島県,1927

(2月8日)	
桜島罹災民総数	・ ・ 18,526人
鹿児島市	・ ・ ・ ・ 4,303人
鹿児島郡	・ ・ ・ ・ 5,278人
その他	・ ・ ・ ・ 8,945人

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

県告諭第一号
徒に無稽の浮説を流布するものあり為に人心
淘々大いに動揺する向
有之哉に相聞候に付各
自警戒して克く事の緩
急信偽を考え漫利に之
が浮説に惑はさるるが
如きことなき様注意す
べし。
大正三年一月十四日
鹿児島県知事
谷口留五郎

鹿児島県は震災後、陸軍大臣楠瀬中将、第六師団長梅澤中将、歩兵第三十六旅団長古海少将、歩兵第四十五連隊長濱面大佐等の各陸軍官憲に感謝状を贈呈し、又1月30日鹿児島市議会も満場一致を以て前記諸氏のほか鹿児島陸軍病院長正恵軍医へ鄭重なる感謝状を贈呈した。四十五連隊長への謝状は下記のとおりであった。

感謝状
客月十二日天偶々の不測災害を薩隅の地に下し本市の対岸桜島爆発して噴火し次で一大地震あり屋宇を壊り人命を害ひ市民難を各所に避くるの止むなきに至り萬家人なく財宝地に委し爾来殆ど一週日我が鹿児島市が宛然無人の一都市となり時に当り歩兵第四十五連隊は力を地方官憲に會せて救護及警戒等に尽悴せられ為に本市民は洵に多大なる恩澤を蒙れり
今や噴火大に衰え避難者亦既に帰来して秩序回復せらるるに際し我が七万市民其功勞を思ふの情益々切なるものあり茲に鹿児島市会を代表して謹んで感謝の意を表す
大正三年二月三日
鹿児島市会議長
山岡国吉

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋 出典：鹿児島市,1924

(5) 警察・消防・救護班の活動

緊急時の対応として住民の救援に活躍したのは、共に溶岩に埋没した東桜島村有村集落と西桜島村横山集落にあった鹿児島警察派出所の巡査であった。

東桜島村黒神駐在の前田巡査(50歳)は逃げ惑う住民をなだめ、青年団の若者を集めて対岸の牛根村・垂水村海岸に係留されている漁船の手配に奔走し、また鹿児島警察署に救護船の手配を懇願するなど、噴石・軽石・火山灰等で薄暗くなった集落を見回り、居残った住民を説得して、14日に14名を小舟に乗せて島を離れている。しかし勸告を受け入れずに桜島に残留した4名(湯之:2名、野尻:2名)が爆発後4日目に、警官の説諭で生還している。

前田巡査のこの救助活動に対し、鹿児島県知事は特別功勞者として同巡査を表彰、その功に報いた。(鹿児島県警察史,1972)

一方、西桜島村横山派出所の国生巡査は12日午前8時電話を通じて警察に“避難救護船の

派遣”を懇願した。丸茂警察部長は直ちに小蒸気船“鶴丸、竹島丸”の出動を命じ、袴腰付近の村民避難にあて5名を救出した。九州商船の武光丸も2隻の和船を引き舟として急航し、多くの横山・赤生原・小池方面の村民を救助した。

鹿児島警察署長は市郡巡査及び消防組員の非常招集を行うとともに、湾内停泊中の全船舶を徴用するとともに鹿児島湾沿岸の警察署分署に伝令して航行中の汽船または和船を島民の救助に当らしめた。

表3-4 救助に従事した船舶及び救助数

出典：鹿児島新聞記者共著, 1914、鹿児島県警察史, 1972

(1月12日)

船形	船名	救助人員	所属管理者	監督者
大型汽船	第二太湖丸	380	船主尼崎伊三郎	田畑警視
	第二大信丸	33	大阪商船(株)	中村巡査部長
	平壤丸	132	太陽商船(株)	中島警部
	琉球丸	156	大阪商船(株)	丸田巡査部長
	鶴嶺丸	300	太陽商船(株)	上門, 近藤警部
	沖繩丸	52	太陽商船(株)	美戸警部補
	武光丸	350	九州商船(株)	酒匂警部
大型船	日運丸	132		
小型汽船	隼人丸	150	九州商船(株)	
	新川丸	157	九州商船(株)	
	松寿丸	100	九州商船(株)	鎌田警部
	生陽丸	2	鹿児島湾内汽船	宇都警部
	龍丸	42	鹿児島湾内汽船	鳥丸警部、他
	錦丸	103	県立商船学校	上床警部
	鶴丸	300	鹿児島警察署	田畑警視、他
石油発動機	曾良丸	80	船主中島辰二郎	
	金光丸	86	硫黄島殖産商会	
	竹島丸	16	大阪商船(株)	池田巡査部長
沿岸和船	国分署	250		
	加治木署	190		
	垂水署	5		
	谷山署	1		

表3-5 県警消防による救助数

出典：鹿児島県警察史, 1972

救助日	救助人員	合計
12日救助	3,019人	合計 3,083人 (県の派遣船の救助数と一部重複?)
13日救助	10人	
14日救助	32人	
15日救助	6人	
16日救助	16人	

警察消防によって救助されたのは表3-4、表3-5のとおり延べ3,083人と報告されている。

警察は市民の大半が避難したので、検問所を強化すると共に特別警ら隊を編成して徹夜で救護、警戒の目を光らせ、15日以降、桜島では避難者が置き去りにした家財道具の盗難防止、持ち出しの警戒、被害調査に主力を注いだ。(鹿児島県警察史, 1972)

丸茂警察部長指示

桜島噴火の様相あり島民救護の要あり、各課2名宛止まり其他は水上派出所に至り汽船和船を徴発し救護に赴く可し、又消防組員の招集を行ふ可きにより警官2,3名消防組員5,6名宛搭乘して敏速に出船せよ。

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

一方、傷病者救護に関しては、警察部衛生課員全部を水上巡査派出所に集めると共に、県立鹿児島病院職員、鹿児島市医師会員、大日本薬剤師会鹿児島支部員等を招集し、なお日本赤十字社鹿児島支部に交渉し各方面より救護材料を募集した。

罹災者救護のため県衛生課長を主任として、救護船一船ごと並びに避難者上陸地点(磯、祇園の洲、天保山、商船学校、水産学校)に医師1~3名、看護婦又は日本赤十字社看護人数名をあてた。負傷者の輸送は12日は消防組が、13日以降は海軍がこれに当たった。12日から18日までに救護班が看護した人員は次のとおりであった。尚、日赤の一部はその後、肝属・曾於・始良に向い30日まで救護にあたった。

表3-6 救護班による看護数 出典：鹿児島県, 1927

護班名		負傷者	病人	計
警察医・市医師会		10人	27人	37人
日赤鹿児島支部		32	39	71
沖縄派遣集成大隊		6	0	6
海軍救護部		23	33	56
県立病院	入院	20	5	25
	一時入院	32	6	38
合計		123	110	233



写真3-10 救護所の多忙

出典：橋村, 1994

桜島噴火及び地震に対し、直接避難民並に死傷者救助に従事した警察官および消防組員は警察官 765 名（定員の 65%）で、消防組 38 組 1,495 名であった。（鹿児島県警察史, 1972）

警察官土屋直樹巡査の手記 出典：鹿児島県警察史, 1972

1月12日午後4時43分の列車より鹿児島県警察部へ出張を命ぜられ出張。武停車場より警察部へ向かふ途中大地震の為め一時途上に避難す、直ちに駆足を以て警察部へ向かふ。直ちに死体の集容に勉め、市役場へ死体を集容し12日の夜を徹す。（…中略…）

1月16日(桜島に渡り被害調査の記事)

一、赤水：馬一頭生、牛一頭生、馬死一、馬らしき死体一馬十六頭、人家二軒 馬尻馬二頭死、牛二頭生、馬七頭生、石碑殆ど

倒れず馬は栗からを食す、馬生一頭、犬一頭生、厩舎一、人家二軒倒壊す。

一、湯ノ村：被害なし

一、持木八十戸、野尻五十戸被害なし 赤水三百戸全焼、横山四百戸全焼、小池二百戸全焼、赤原百戸全焼（…略…）

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

(6) 交通・通信の状態

九州鉄道管理局では 1914（大正3）年7月には 327 頁に及ぶ桜島噴火記事を発刊しているが、内容は地勢、気象、交通、民情、歴史、噴火など多岐にわたっている。

a. 鉄道、交通

噴火後1時間ほどして津波襲来の流言飛語に怯えて、難を逃れようと住民は鹿児島駅及び武駅（現鹿児島中央駅）に押しかけ混乱を極めたため、両駅では臨時列車を編成し避難者の輸送につとめた。

しかし午後6時の大地震により避難者は急増するも、肥薩線重富駅と鹿児島駅との間の数か所で岩石崩壊

があり、鉄道線路の枕木が浮き上がり、線路が曲がるなどの異常が発生して運転不能となった

十二日午後二時三十分本局
 第一報
 発
 (至急官報)
 総裁、各管理局長及大分
 建設事務所長宛
 鹿児島市昨日来地震百回あ
 りしが今十二日午前十時よ
 り桜島山腹数箇所より大爆
 発尚盛に噴火中全島の被害
 甚大なるべし、鹿児島市に
 は灰を降らし格段の被害な
 き模様なるも未詳報に接せ
 す
 (被害民避難の為臨時列車
 を運転した)
 九州鉄道管理局

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋 出典：九州鉄道管理局編, 1914

が、懸命の復旧作業により 14 日には運行された。

被災した線路の復旧作業に従事した職員は、所長以下合計 182 名、延べ 2,654 時間に達した。この人夫には延べ 143 名を要した。

長尾管理局長への答辞(1月15日) 出典：九州鉄道管理局編,1914

今般桜島爆発に付、局長閣下は駅員の勤労と家族の状態とを憂慮せられ、特に岩根書記を派して慰問の辞を賜う。卑職等の光栄何物か之に加えん、思ふに卑職等不眠不休、家を顧みず、身を忘れ、職務に従事するは本より当然の事に属す、而も尚此光栄に浴す、責任の益重大なるを自覚し、斃れても後已無の精神を以て、奮闘努力、誓て遺漏なきを期すべきなり。士は己を知る者の為に死す、閣下の既に卑職等を愛せらる、一死を以て之に酬ひ、各自の責任を全うすべきなり、茲に閣下の厚意を普く部下に傳達すると共に、卑職の決心を述ふ璽云

大正三年一月十五日

鹿児島駅長

大野健次郎

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

避難民の輸送については、県内 16 駅における一般旅客を含めた集計がなされているが鹿児島市にある 2 駅での乗降客は表 3-7 のとおりであった。その他、鉄道貨物取扱量と鉄道電報取扱量などが急増したために、関係職員の多忙さは不眠不休で食事もままならず、筆舌に尽くせない状況であった。

避難民の往来に便宜を与えるため、3 月末日限定の“桜島罹災者無賃乗車証”も配布された。総数 2,353 枚（1 家族 1 枚）を発行し、実乗車数は 3,719 人と集計されている。

表 3-7 鹿児島市 2 駅での乗降客数 出典：九州鉄道管理局編, 1914

駅名 月日	鹿児島駅		武 駅		備 考
	乗 者	降 者	乗 者	降 者	
1 月 12 日	3,581	779	3,546	1,154	桜島大爆発
13 日	191	11	1,987	109	地震による運休
14 日	2,375	1,371	2,693	2,611	帰還の諭告がでる
15 日	2,005	1,788	1,988	2,316	
16 日	1,615	1,961	1,303	3,699	帰還者の兆候あり
17 日	1,854	1,616	1,628	2,439	市内に大降灰
18 日	1,307	2,081	847	3,359	大規模の帰還始まる
19 日	691	2,122	984	3,974	
20 日	1,076	2,623	646	3,716	大部分が帰還
合 計	14,696	14,352	13,432	23,379	

また避難者の手荷物、救助のための慰問品に限り 3 月末まで無賃輸送とされた。更に、13 日の夜から 16 日夜までは客車を避難者の休憩所に提供した。また九州各地から参集した鉄道職員には客車に機関車を連結して暖房の措置がとられた。



写真 3-11 鹿児島駅の混雑

出典：九州鉄道管理局編, 1914

以下に、鹿児島駅長及び重富駅長の報告文を抜粋する。

※事変の報告 出典：九州鉄道管理局編, 1914

- (1) 1月12日14時30分：桜島大爆発。(桜島島民の約四千人が重富方面に避難。)
- (2) 1月12日23時：臨時列車串木野1回、伊集院1回を運航。夕刻の激震により岩石が線路上に墜落し重富鹿児島間が列車不通、電気電信電話ともに不通となる。(払い戻し金は全国で722人 ¥24万6,438円)
- (3) 1月13日16時20分：桜島島民は救助船によって鹿児島に避難せるもの多し。鹿児島市内は地震と降灰で人心穏やかならず、川内線地方付近への避難者のために臨時列車を運転。重富鹿児島間の被害：山崩れ3箇所、レール損傷10数本、枕木折損50数本。川内線武・饅頭石間も土砂崩壊が判明して不通となる。
- (4) 1月14日14時50分：桜島爆発と地震のなか、川内線は13日午後1時、鹿児島重富間は14日午前1時に開通。鹿児島市では家屋半壊多少あり、死者10余名、負傷者100名位ある模様。桜島島民は重富方面に約40名位が避難。
- (5) 1月15日15時50分：桜島爆発は継続するも、14日避難先より帰還したものは鹿児島駅1,450名、武駅2,611名に上ったが、津波の風評によって再避難が発生し鹿児島駅2,375名、武駅2,716名で、主に川内線で増結臨時列車が運行された。
- (6) 1月17日0時：桜島の噴火が鎮静化に向い、津波の発生もなかったことから市民の約3分の1が帰還した。なお大森博士の实地視察のうへ「最早大震動ナカルベシ」の明言があり、避難民の大部分が一両日中に帰る見込みをたて、8本の臨時列車で対応。
- (7) 1月17日9時：午前3時より降灰が激増し、午前9時頃には鹿児島市が暗黒の死の街と化したため帰還が止まり、臨時列車も止められた。
- (8) 1月17日10時：普通列車は昼間なれども夜間信号で運行することにされた。
- (9) 1月19日14時20分：市内は降灰があるも午後より薄くなった。
- (10) 1月21日17時40分：20日以来鳴動・噴煙ともに衰え、市内の旅館も漸次再開された。

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

b. 電報、通信

鹿児島市内では、降灰堆積による碍子の漏電、局舎の半壊等のために復旧が遅れ、鉄道通信は1月14日午後回復させたが、最終的には1月21日に完全復旧している。

通信事務量は表3-8のとおりで、鹿児島市に於いては公衆電報が平常の4倍、鉄道電報で約3倍になった。

表3-8 鹿児島駅取り扱い電報

出典：九州鉄道管理局編, 1914

	公衆電報	鉄道電報	合計
1月12日	459	382	841
1月13日	0	169	169
1月14日	324	414	738
1月15日	291	529	820
1月16日	604	670	1,274
1月17日	512	633	1,145
1月18日	527	562	1,089
1月19日	388	590	978
1月20日	367	547	914
総計	3,472	4,496	7,968
1日平均	386	499	885

c. 郵便物

鹿児島郵便局に於いては、一度桜島噴火の悲報が内外に伝わるや、見舞い電報が漸次増加してきて受付口公衆溜所は忽ち群集の山を築き、電話交換もまた同様に未曾有の煩雑を極め非番者も動員して対応した。

時に6時半前の激震で、区分棚、種類箱等も転倒し、同時に電灯も消滅して惨憺たる光景を呈した。



図3-1 屋外臨時郵便局

出典：山下, 1988

平井局長は書留価格表記等貴重郵便物を金庫に納めるとともに、郵便物も行囊に始末させたうえ、局員全員を門前路上に避難させた。局舎は使用不能になったために、急遽県庁内に天幕数帳を張って急場を凌ぐことになり、重要な電信は伊集院局の唯一の回線が利用された。

13日午後になり、急設仮局舎に於て郵便為替貯金事務を開始し、電信は午前6時、電話は午前9時前後に通信が可能となった。郵便物については、鉄道、航路ともに休止となったが、門司本線は14日午前に遞送が開始された。

12日以降停滞した郵便物は大行囊で150余個に達していた。発信電報は平素の10倍に達し、九州通信局、長崎、熊本、福岡、門司、佐世保、下関、大分、佐賀、小倉、大牟田、坪井の各局から37名の応援を仰ぎ、不眠不休の活動を継続したが、21日に至り漸く平素の通信状態になった。

電報及び郵便物の集配についても同様で、この間の配達数は平常の1.8倍から4.2倍にのびた。避難留守家庭への配達不能、20日以降の急速な帰還者への対応など煩雑を極めた。また電話に至っては電話交換室床に亀裂が走るなどのため16日から県庁天幕内に移動して、先ず市外局から開始した。

21日に至りようやく旧局舎の応急復旧が成り市内通話も可能となった。

(7) 陸軍の出動

1月12日、鹿児島郡伊敷村の歩兵45連隊は村外に演習に出かけていた連隊長の浜面陸軍大佐は桜島爆発を知るや、これを中止して120名編成による救護警戒隊を組織、出動準備をととのえて営内で待機させた。

そして臨機の処置として桜島及び鹿児島市出身者を急ぎ帰省を命じ被害の情報を収集した。

本隊は鹿児島市街地が一望できる高台にある浄光明寺墓地を拠点として、上町方面を3区に分けて警戒線をしく一方、救護警備隊派遣のことを鹿児島県庁、鹿児島警察署、鹿児島市役所へ連絡して、軍隊は要求に応じて何時でも出動させる準備を整えた。

12日午後、鹿児島県知事の要請があり、第六師団一集成支隊は歩兵十一旅団長大庭少将を引率に、4連隊より歩兵各一個中隊及び特科兵で巡視団を編成して鹿児島市内を警備させた。

午後6時過ぎの大地震発生によって市民の大避難が始まり、これは容易ならざる事態であると察知した連隊では、衛戍司令部を照国神社内に移し、30名からなる警戒隊を11個班編成して、先に配した巡察隊と協力して火災予防、治安の維持にあたらせた。この間7昼夜で窃盗容疑130名を駆逐した。



写真3-12 降灰の市内を警ら中の陸軍
出典：九州鉄道管理局編，1914



写真3-13 鹿児島市内を検問中の陸軍
出典：九州鉄道管理局編，1914

次は活動の概要である。

陸軍の活動の概要 出典：鹿児島新聞記者共著,1914

各警戒隊は市中の主要道路に仮設天幕を張り、担当区域を巡邏警衛した。

○12日午後6時過ぎの大地震後は、巡察隊は石堀崩壊で斃れた惨死者を発見運搬し、或いは危険な石垣を越えて救護に走り、或いは轟々たる爆音、激烈なる空震の中に立ち歩哨に夜を徹し、或いは僅かな焚き火に暖を取って霜夜を巡察するなど、危険を顧みず、聊かも苦勞を辞せず、全力を尽して至嚴の警戒を保持し、4名の窃盜を逮捕し、約百十名の胡乱者を駆逐して、最も不安な火災を未然に防圧し、老幼を救護し民心を鎮静し、地方警察力を補うなど、その顕著な功績は実に軍隊の威信を全うし、鹿児島市民の信頼をえた。12日の爆発後、直ちに軍医1名、看護長以下19名、担架卒38名より成る救護隊を編成して海岸に至り、救護所を設けて桜島罹災民の救護に当たらせて、計26名を収容して赤十字社看護所及び鹿児島県立病院に送った。(・・・中略・・・)

○激震以来避難民の一部は、歩兵第四十五連隊の営門前、伊殆ど飢餓に類する状態であったが、歩兵第四十五連隊は県当局の依頼により13日から14日夕までの間、平時用の"炊き出し"を開始して救助し、米7石2斗(00kg)と薪400貫(00kg)を消費した。

○次に、鹿児島衛戍病院では、13日には県立病院から患者50名及び負傷者20名を、兵士10余名を動員して6時間をかけて衛戍病院に転院させて、県立病院の医師が治療にあたった。うち17日までに退院12名、死亡3名、残り55名は再び県立病院に帰院したが、患者の付添者、面会者、外来者が頻繁に出入りし、更に県立病院の医師看護婦40名も給食に加わり、繁忙混雑を極めた。

○この間、最も不安であった市街の火災を未然に防圧し、無人の市街に窃盜の影なく、多くの焼死者も出さず、善く市街の秩序を保ち、人心鎮静に帰して市街の面目を恢復するに至ったことは軍隊の行動あってのことで、地方官民を挙げてその功勞を多とする処である。

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

また、沖縄演習のため乗船出航準備中であつた平壤丸、沖縄丸の2運送船も、これを延期して、13日まで避難島民の救出避難にあたり、12日13時頃には陸軍御用船が有村海岸に残留していた郵便局長、小学校長、巡査、温泉滞在客夫々各1家を救出している。

陸軍の協力を得て最も喜んだのは、市内永吉にあつた鹿児島監獄署であつた。大列震が起こるや、山本典獄は45連隊に応援を依頼した。連隊から銃剣付きの兵士十余名が先ず駆けつけた。それに抜剣した看守も加えて共同警戒しながら刑徒を庭に整列させ、「逃亡、暴行、その他の心得違いのないよう、もし犯すものは遠慮なく刺し殺す。軍隊からは引き続き応援の兵士がくる」と半ば脅迫のような説得をしてその場を治めたという。

14日夕刻には、緊急事態は去りつつあり市民の帰来も始まり、19日に至り隊数を縮小させ20日には全部の兵隊を撤退、救助活動を終了した。

鹿児島県及び鹿児島市は震災後、陸軍官憲等に鄭重なる感謝状を贈呈した。



写真3-14 駆け付けた海軍

出典：宮原, 1914

(8) 海軍の活躍

鹿児島県知事から桜島大噴火と救援の要請を受けた海軍大臣齊藤實氏(男爵)は佐世保鎮守府司令官海軍中将島村速雄氏へ遭難救護、通信のため鹿児島湾へ艦船を派遣するよう電令して、佐世保水雷戦隊司令官海軍少尉千早智次郎氏を指揮官に、利根に将旗をかかげ、第八駆逐艦隊

(白露、三日月)に救護班一隊を乗船させて、水雷艇鶉、工作船震天丸を率いて、当日 12 日深夜午後 11 時半過ぎに佐世保軍港を出港した。

各船ともに全速力で航行して 13 日午後 3 時には鹿児島港に着港した。

午後 8 時の噴火雷光が各艦船の無線電信柱に感電して危険な状態になったため、谷山沖に移動、停泊させた。同司令官は救護隊、防火隊、無線電信隊の 3 個陸戦隊の上陸を命じ、13 日夜より 18 日午後まで任務についた。この間救護した人員は 55 人であった。

特に無線電信部隊は水上署に無線電信機を据えつけ谷山沖にいる旗艦利根と交信し、桜島の噴火の移り変わる状況、市内の実景、救護の様子は利根旗艦より逐一海軍大臣、佐世保鎮守長官へあて無線電信及び電報で報告がなされた。また、沖縄から佐世保軍港に向け航行中の第二艦隊旗艦磐手、八雲、常盤の 3 隻は洋上に於いて桜島爆発の無線電話に接し、旗艦の第二艦隊加藤中將は予定を変更して 14 日谷山沖に投錨し、直ちに其の任務を執り、夜間も哨戒灯を照らし湾内を警戒し、17 日まで桜島避難民捜索・救護収容などの任についた。衝角(無線)兵達は城山に配置され信号任務の傍ら、桜島噴煙の高さを約 7,000m と実測した。

15 日には佐世保軍港から水雷駆逐艦夕立も本隊に加わり、水雷戦隊の活動は目覚ましく、陸上の官憲とも協力して、警察署の避難民救助船と共に海上警戒、避難民捜索、罹災民収容にあたった。

次に防衛研究所史料(一部抜粋要約)を示す。



図 3-2 通信測量隊

出典：山下, 1988

防衛研究所史料桜島噴火一件〈海軍省〉佐水隊第九号 出典：大正 3 年桜島噴火に関する防衛研究資料

「情報」抜粋要約

水雷隊千早司令官

第一(1月 13 日午後 2 時 50 分)

1 時半白露、三日月、鹿児島着。利根は 2 時桜島の手前十湊にあり。桜島は全島黒煙を以て蔽はれ其の高さ数千尺今尚ほ噴出盛んなり、震天は今本艦に同行しつつあり。(…略…)

第五(1月 14 日午後 2 時)

桜島住民は爆発の前日鳴動甚だしきため付近の対岸に避難せり 市に収容せし人数は百人以上あれとも死傷者はなしと云う 大隅半島に避難せし人数は不明なり 桜島の内未だ捜索出来ざる処は白浜、黒神、燃島、高免のみにて是等は消息不明 14 日朝震天を此方面沿岸捜索の為め派遣せり(…略…) 12 日午後 6 時の強震により死者 9 名、負傷者 14 名を出せり その後無事なり 県庁内に天幕を張り知事以下役人出張しおり (…略…)

第七(1月 14 日午後 4 時)

瀬戸以西瀬崎を視察し 6 隻の避難船を鹿児島及富松等に着陸せしめたり 赤水、横山、小池、赤生原、武村の半は消失村影なし 瀬崎より瀬戸は落石噴煙に覆われ見ることが得ず その他の沿岸各村は人家存在所々に多数の馬を認む

第十一(1月 16 日午前 9 時)

大島防備隊司令の報告に依れば 14 日午前震天は桜島沿岸に至り白浜住人 30 名 二俣住人 6 名を収容し脇本に送り 之をして白浜方面全部を引揚げたるはず 又地方官憲の通報により黒神方面の村民も対岸に避難し 30 余名は鹿児島市に収容されあるを確かむ (以下省略)

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

桜島の活動も次第に衰え、鹿児島市民も帰来し始めたため 18 日 5 時になり、旗艦利根以下白露、三日月、夕立の 3 駆逐艦水雷艇鶉、工作船震天の 6 隻は桜島の噴煙を後に見て佐世保軍港へ向けて出港した。

海軍の偉大な行動に対し、鹿児島県並びに鹿児島市は陸軍と同様に、斎藤海軍大臣、島村佐世保鎮守府司令官宛に感謝状を贈呈した。

記事：噴火当時の降灰下の黒神部落黒神部落避難記抜粋

…私共が瀬戸之海岸に来てみますとその入江には、大小数百隻の船が、荷物と人を積み込んで沖に仮泊していました。…海岸で二人の青年が焚火にあたりながら警戒をしていましたが、この二人の話によると、地震が強く、島が燃え出るおそれがあるので、瀬戸では十一日の夕方までに老人や女子供はすべて垂水方面に避難を終了し、残留している若い物も、いつ噴火してもすぐ逃げ出せるようにと、このように沖待ちの船の上で仮眠しているのだ、とのことでした。そして緊急時の合図は、お寺の鐘がなることになっているとのことでした。

…このような瀬戸部落の異様な雰囲気を見た私共は桜島の噴火が間近かに迫っていると感じると同時に瀬戸の衆に比べ、黒神衆は避難についてのんびりしていることを痛感しました。

私共が瀬戸の青年と話しているときも地震は間断なく続き、山はゴォーと地響を続けていました。まもなく私共は、渡し船で対岸の戸柱に着き、歩いて中俣の知人宅にたどりつきました。十二日の午前 3 時頃でした。(談：黒岩源三、大山睦助)

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋



図 3 - 3 瀬戸部落噴火前夜 出典：野添, 1980

2 救 済

(1) 罹災者の救済

救護を要する罹災者に限り、鹿児島県は国の援助を受けて罹災救助金を支出した。

鹿児島県の罹災救助金	
(国庫補助金)	
災害復旧費	¥1,900,000.-
移住費	¥ 625,000.-
教員支払費	¥ 40,000.-

鹿児島県五月臨時議会
(県議会史一)

(議案説明より)

：御承知の通り桜島の爆発は非常の惨事にて同島の大半は殆ど溶岩の為に埋没せられ、之が為に家屋の焼失其の他種々の惨害を来たし、対岸の肝属、曾於、始良三郡の如きは降雨の為に是れ又非常の惨害を来たし、罹災民の窮状洵に哀れむべき次第であります。当時谷口知事は直ちに上京せられまして之が善後策につき政府に対し種々懇願せらるる処あり、政府も亦之が事情を察せられて移住費として六十二万五千円、町村立小学校教員俸給支払費として四万円の低利子貸付を許可せられ、又災害地復旧費として百九十万円を同じく特別なる詮議を以て貸付その利子は県に補給せらるると云うことになり、上下院の協賛を得たのは諸君と共に御同慶の至りであります。尤もその復旧費については慎重な調査をなし最後の結果を誤らない様に苦心致して居る次第であります
(…以後略)

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋 出典：鹿児島県議会史, 1971

a. 県の救済

鹿児島県は避難者の救済について下記の基準を設けて対応することにした。(鹿児島新聞編, 1914)

- ① 避難所費は実費 90 日以内
- ② 食料費は下白米で、年齢 15 歳以上 70 歳の男 1 日 3 合、70 歳以上 15 歳未満男及び女 1 日 2 合。ただし時宜により他の慣用食品を代用し、また食料費の半額以内に於いて塩、味噌、漬物等の副食物を併給することを得。
- ③ 小屋掛け費は 1 戸に付き価格 20 円以内。
- ④ 就業費は 1 戸に付き価格 10 円以内。

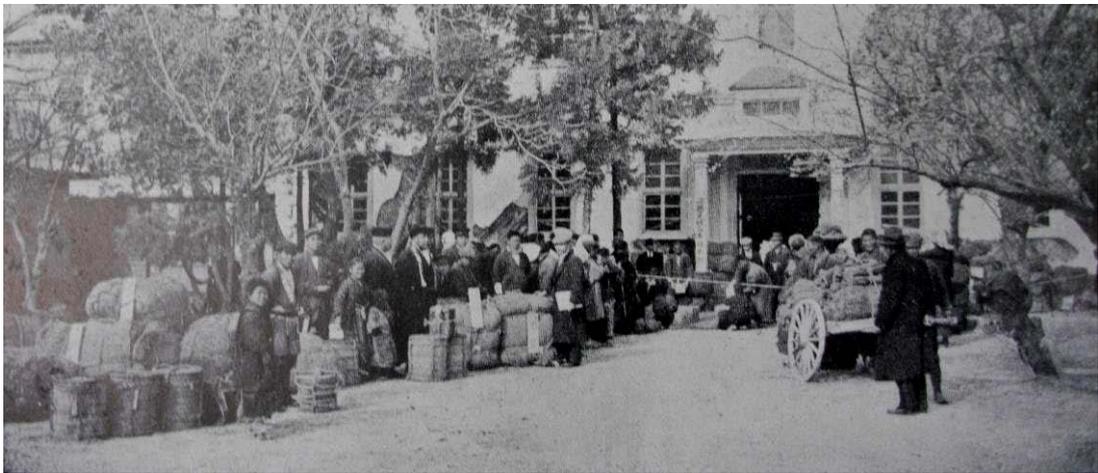


写真 3-15 支援を受ける避難民 出典：九州鉄道管理局編, 1914

県令第 15 号

本年県令 14 号罹災救助基金法施行規則に関する特別規定細則。

1. 小屋掛け費は住家倒壊埋没又は亡失した場合に於いて左の区分により小屋掛けを為すべき材料を支給する。
 - 1) 全部亡失したもの 1 戸に付き金 20 円以内。
 - 2) その他のもの 1 戸に付き金 10 円以内

1. 就業費は専ら労働に依って生活する者、又は些少物品を製造販売するもので、その資材又は器具の亡失した場合に於いて、左の区分によりその資材及び器具を支給する。

- 1)資材器具を併給するもの1戸につき金 10 円以内。
- 2)資材器具の一部を給するもの1戸につき金 7 円以内。



図 3-4 噴火あやかり商売

出典：山下, 1988

b. 商工会議所の斡旋

1月 21 日：萎縮狹衰に帰した市況の恢復に効果があるとして、電鉄市街線工事を促進するべく、電軌会社及び地主側に互助協定を希望する意思を伝達した。

1月 23 日：来鹿中の大森博士に“地震に関する講話”を依頼し、地元鹿児島座で 5,000 人の聴衆を集め、市民に多大なる慰安を施した。

1月 25 日：全国各商工会議所に罹災民救護のための“義援金募集”を要請すると共に、市況挽回の一策として各地に観光見学団招致策を計画して、床次鉄道院総裁に面会して熱心なる依頼状を発した。

1月 29 日：市内の各旅館及び料理屋組合に、旅客に対する待遇その他に遺憾なきよう注意を与えた。

2月 4 日：被害救済法調査委員会を設立して、罹災救助部、被害調査及び農業部、商工部の三部に分かれ、熱心に調査研究を進めることとした。

2月 14 日：市内の建物被害額調査の結果を次のとおり発表した。

△市内建物の部	建 物：	1,251,673 円	
	倉 庫：	220,041 円	・・・小計：1,508,356 円
	石堀他：	36,641 円	

△官公署の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・：140,080 円

2月 15 日：実業振興の意味で、前田正名翁を招いて“実業講話会”を開催し、多数の市民の参加を得た。

3月 12 日：理学博士今村明恒氏に“桜島の爆発、地震及び潮汐”に関する講演会を、一般市民に広く呼びかけて開催して、多数の市民の慰安となった。(鹿児島新聞編, 1914)

(2) 義援金品の贈与

桜島の大爆発によって鹿児島が未曾有の大惨事に見舞われたニュースは素早く国内外に広まり、都道府県市町村、民間団体、公人個人、全国から多大な同情を表す金品の寄贈を受けた。

a. 義援金

その主たるものは、天皇陛下の御内弊 15 万円、岩崎・三井の富豪が各 10 万円を初め、朝鮮、台湾、満州の各団体の義援金が本県庁に送られた。

天皇陛下は、1907（明治 40）年鹿児島市御行啓の折、桜島有村の脇部落にも立ち寄られた地であるため殊のほかご心痛で、ご名代として日根野侍従を派遣された。

惨害天聴に達す 日根侍従御差	出典：鹿児島新聞
今上天皇陛下には、桜島大噴火の趣を聴こし召され、恐れ多くも御珍念あらせ賜日、特別の御思召を以て、東北九州災害救助会に、御内幣金十五万円を御下賜相成り、尚三月六日両陛下より桜島罹災民へ御救ジュ金一万五千円下賜の御沙汰ありたるが、之より先、畏くも災害状況視察として、日根野侍従御差遣の旨仰出されたり。	

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

○ 1月 16 日午後 9 時 18 分：日根野侍従、鹿児島駅到着。県庁を経て山下町薩摩屋敷別館に。
（鹿児島駅での出迎え：谷口県知事、加納裁判所長、中川検事正、浜面 45 連隊長、奥田代議士、山岡市会議長、山本市助役、丸茂県警察部長、大山鹿児島郡長、川上東桜島村長、有村西桜島村長、他）

○ 1月 17 日：本願寺避難所、水上署、照国神社。18 日：西桜島武に上陸～赤生原～小池を視察。駆逐艦白露船上から黒神を望み、古里を視察。19 日：鹿児島監獄・監房を視察後、衛戍病院を慰問。岩崎谷西郷終焉の地付近を通り、鹿児島駅へ。22 日東京新橋着後直ちに宮城に向い、予想以上の惨害を陛下にご報告されたという。



写真 3-16 日根野侍従長の視察
出典：宮原, 1914

b. 慰問品

慰問袋に至っては、鉄道の 1 月中旬から 4 月中旬まで貨物運賃無料を利用して、この間県内はもとより全国各地から同情があり、3 月 3 日現在総数 165,119 袋に及んだ。

内訳としては、穀物類（玄米、白米、麦）が最も多く、野菜類、お餅、菓子、缶詰類、衣類など多岐にわたり、当局はそれらの貯蔵、配分、運送に大いに苦慮した。



写真 3-17 鹿児島駅に積まれた荷物の一部 出典：九州鉄道管理局編, 1914

(3) 義援金の分配

これら義援金の分配は不公平の無きように下記のような基準を設け交付された。

① 死者及び行方不明者

表 3-9 義援金の基準額 出典：鹿児島県, 1927

	遺族で生計が困難な者	上記以外、遺族のない者
所帯主 1 人に付	100 円 〈22 人〉	30 円 〈7 人〉
非所帯主 1 人に付	50 円 〈13 人〉	15 円 〈30 人〉

② 住家が溶岩に埋もれた者（赤水・横山・小池・赤生原・黒神の消失埋没を含む）

- 1 戸に付 80 円 家族数 7 人以上は 1 人に付 7 円増す。

③ 住家の消失、流失

- 1 戸に付 65 円 家族数 7 人以上は 1 人に付 6 円増す。

④ 住家の倒壊、埋没した者及び東西桜島村、牛根村麓、二川、嶽野上の原、上百引嶽野風呂段の者

- 1 戸に付 50 円 家族数 7 人以上は 1 人に付 4 円増す。

⑤ 住家の倒壊、埋没した者及び下百引、平房、上百引（嶽野上の原を除く）、浮津、深港高野、久木野々、宮園飯屋、内水谷、荒谷、西志布志、神の内水谷の者

- 1 戸に付 20 円

⑥ 住家の倒壊、埋没した者及び垂水市木、海瀉、高城、本城、中俣、新御堂、上高隅鶴川間、及び前各部落居住者の内移住した者

- 1 戸に付村外 40 円 村内 30 円

⑦ 住家の倒壊、埋没した者及び牛根、上高隅浅留及び井手、市成麓、諏訪原柏木、谷田、野方塗木、中組、上別府、平野、下組、西志布志塗木、抜谷、曲、平野、恒吉宮原、黒脇、月野青松段、桑野迫、藤ヶ峯、新留、岩元落居住者

- 1 戸に付平均 10 円

第 2 節 復旧・復興

1 復旧

(1) 河川

大噴火後、河川では土石流や洪水による土砂災害、河川災害が相次ぎ、河川の速やかな改修

が求められた。このために、鹿児島県は河川海岸堤防復旧工事費として 473,447 円（内訳 県費補助額 329,568 円、町村負担額 143,869 円）を計上した（鹿児島県,1927）。

復旧計画の概要は以下のとおりである（鹿児島県,1927）。

串良川：軽石・火山灰の流出は河床を上昇させ、護岸堤防を破堤させ、河川の氾濫をもたらした。こうした河川災害を防止するために、護岸堤防の復旧、河道の直線化、河道を埋めた土砂の自然流下を促すための河床縦断勾配の急流化を図る。

菱田川：河川を通じて流出した土砂は河床を上昇させ堤防を破壊した。堤防の改修、河道の直線化を図るとともに、河床を浚渫し河積を確保する。

持留川、市成川：泥流により破壊した堤防護岸を改修する。

高隈川、是井川、市来川、中俣川、飛岡川、鶴田川、境川、深港川、二川、磯脇川、平野川、邊田川、佛石川、麓川、堂籠川、浦谷川の 16 河川：これらの河川は急流をなし、土石流が発生、土砂流出による河道の埋没と耕地における土砂氾濫が相次いだ。河道平面形の修正、堤防の修復、堰堤による河床の洗掘防止と河床勾配の緩和を図る。

本城川、支流田神川：軽石・火山灰に覆われて地表の浸透能が低下したことによって洪水が相次ぎ、多量の土砂を流出させ堤防を破壊した。河道平面形の修正、堤防の修復、河床の安定を図る。

思川、水戸川、別府川：地盤沈下の結果、高潮によって海岸堤防が破壊し、波浪が決壊した堤防を越えて侵入した。堤高を嵩上げしたうえで堤防の修復を図る。

東西桜島村河川：各河川で土石流が相次ぎ河床が上昇した。護岸工や堰堤工などの砂防対策工を計画し、河道の安定を図る。

(2) 道路

溶岩流出や軽石・火山灰の堆積による路面の埋没、地震や土石流・洪水による橋の流失等、各所で道路の被害が発生した。これらの被害に対して応急緊急対策が講じられた（鹿児島県,1927）。

瀬戸海峡で、流出した溶岩に埋没し閉塞した県道佐多街道は仮道（長さ 480m 幅 1.8m）を設置し、3 ヶ月後の 4 月 18 日に開通した。

軽石・火山灰による埋没によって交通が途絶えた県道佐多街道筋の垂水村境～二川間、百引街道筋の二川～百引間、高隈街道筋の市成～高隈間、岩川街道筋の志布志～岩川間、末吉街道筋の松山～岩川街道分岐点間および鹿屋街道筋の安楽～夏井間においては、交通の利用頻度に応じて応急緊急対策が講じられ、通行が確保された。すなわち、利用頻度の高い志布志～岩川間、松山～岩川間ならびに志布志～夏井間においては客車、荷馬車等の通行が、その他の路線については駄馬および人車の通行が確保された。

大噴火と同日午後 6 時過ぎの地震による県道知覧街道筋の鹿児島郡谷山村清見橋、知覧街道筋の谷山村和田潮見橋、伊集院街道筋の日置郡永吉村浜田橋等の被害については、それぞれ応

急対策が講じられ、往来が確保された。

(3) 農作物

1月12日大噴火後の17日から鹿児島県は被害各地に技術員を派遣、農作物および農地の被害調査を開始した。同時に18日鹿児島、姶良、曾於、肝属の4郡に、「作物の上に積もれる降灰石の取除方速に実施せられたし」との通達を送り、農作物に降り積もった、あるいは付着した火山灰の速やかな除去を奨励した。また、鹿児島県は農商務大臣に専門技術員の派遣を要請し、農作物の応急処理について同省農事試験場鴨下技師の指導を仰ぎ、1月23日県知事告諭第2号を発して処理の励行を図った（鹿児島県,1927）。各種農作物に対する応急処理法の概要は次のとおりである。

麦：茎葉を覆った火山灰を速やかに除去する、腐熟した人糞尿を薄めて根元に施す、木灰または藁灰を根元に施し腐熟した人糞尿をかける、火山灰が3cm以上積もり火山灰の除去が困難なところでは木灰または藁灰をふりかけた後腐熟した人糞尿を施す、人糞尿の確保が困難なところでは大豆粕や種油粕、漁肥等施し土を根元に寄せかける。

菜種、蔬菜、豆類：木灰藁灰をかけた後土地を反して腐熟した人糞尿を施す。

柑橘類：付着した火山灰を除去した後腐熟した人糞尿に骨粉または過磷酸石灰を混ぜた液肥を、根元から0.9~1.5m離れた位置に輪形に深さ15~18cmの溝を掘り施し土を覆う。

煙草苗：稀薄な腐熟人糞尿または種油粕を水に入れ腐熟させた液肥に藁灰を施す。

レンゲソウ：薄めた腐熟人糞尿および藁灰を施す。

さらに、2月20日通達を出し、果樹の応急処理を促した。その概要は以下のとおりである。付着した降灰は直ぐに除去する、降灰のたびに灰の除去を励行する、枝梢萎凋した場合は発芽前に剪定し定芽および不定芽の発生を促す根部の灰を除去し、人糞尿、草木灰、過磷酸石灰等を十分に施す、ボルドー液または硫黄石灰合剤を散布する（柑橘類はボルドー液のみ）。

(4) 農地

軽石・火山灰の堆積は農地を埋没させるだけでなく、土壌の酸性化を招いた。こうした農地被害に対して、軽石・火山灰の除去および石灰使用による土壌の改良等の処置が実施された。軽石・火山灰除去の方法には次の三つがある（鹿児島県,1927）。

搬出除去法：軽石・火山灰全部を耕地外または耕地内の一部に搬出する方法、石灰または草木灰を使用して酸性化した土壌を中和すれば各種農作物の生育が可能になる。搬出先を確保しなければならない（耕地の一部を利用すれば漬地が生じる）こと、困難な労力を伴うこと、多額の費用を要することが欠点である。

天地反法：最表層の火山灰を全部下層に埋め旧表土または旧表土に底土を加えて表面に転換する方法、工費は搬出除去法の半額、漬地を生じることはなく最も有利な方法である。地盤が固定するまでの3、4年間は保水力小さく旱害を受けやすい状態が続いた。

混合法：耕地を深く耕し軽石・火山灰と切り取った旧表土を混合する方法で、軽石・火山灰の厚さが 15cm 以下の耕作地において実施、15cm 以上の厚さでは軽石・火山灰の一部を取り除いた上で実行された。軽石・火山灰と混合するため耕土の肥沃度は低下するが、多量の施肥によって作物の生育を促すことができる。旱害は天地反法に比べ受けにくい。2、3年経過すれば土性は回復の見込み。工費は天地反法よりさらに小額。

2 復興

(1) 生活再建

a. 避難民帰還と村政

2月14日に至り危険状態を脱した部落民には帰還通達が発令され、徐々に帰還が始まったが、帰還できた桜島の人口は表3-10のとおり噴火前の半分以下になった。

表3-10 住民の帰還数 出典：東桜島村, 1925、西桜島村, 1964

	帰還戸数〈人口〉	元戸数〈人口〉
東桜島村	596戸(2,892人)	1,114戸(8,331人)
西桜島村	1,017戸(6,296人)	2,002戸(13,037人)
計	2,613戸(9,188人)	3,116戸(21,367人)

(a) 東桜島村

東桜島噴火誌に依ると大正3年度は、教育費過半を郡費からの補助、残りを県の無利息貸付金に頼った。村役場費は国税調整費として636円余が国庫補助され、古里川原、野尻川原砂防工事には県より2,593円の補助を受けた。

また、耕地復旧工事費20,925円の国庫補助を受け、更に肥料資金に8,850円を東北九州災害救済会寄付金より交付を得た。耕地の復旧は急速に進み、早くも暮れには甘藷の収穫があった。

村役場は溶岩に埋まったために、2月には降灰に埋没していた黒神宮原校の裁縫室を掘り出し、湯之（現東桜島町）に移設して村役場に充当し、村役場の事務を開始した。

1936（昭和11）年に至り溶岩道路（袴腰—東桜島）が完成した。調練場付近（赤水—野尻間）は土石流の為しばしば修復を要したが、それまでの集落（部落）間は住民が手作業で作った里道が通っただけであったので、砂利道とはいえ馬車の通れる道路が完成したことで集落間の交流が盛んになり、更に果樹（蜜柑・枇杷・柿・桃・梅）等の生産力が付くに従って徐々に生活に余裕が生じていった。

(b) 西桜島村

村史に依ると噴火当日後に被災した村役場を一時郡役場に仮置きし、3月からは同村西道部

落内の個人宅を転々としたが、5年に村舎を藤野部落内に新築して8月1日に役場業務を開始した。同時に隔離病舎も建設され、12月には横山から移転した武郵便局に電話が付いた。

噴火後3年末の人口（帰還者）は6,296人、4年5,274人、7年は8,278人、11年には落ち着きを取り戻し6,833人となった。

桜峰小爆発記念碑文には、村の耕地整理組合は政府から無利息金148,200円を借り入れて土地730町歩余を復旧し、更に県庁より肥料購入資金13,365円の補助を受け、また義援金等の中から81,788円の寄贈を得て、村民共々によりやく平穏安堵の日が来たと刻まれている。

その後、1918（大正7）年に村道（袴腰一白浜）が計画され1925（大正14）年に完成した。1941（昭和16）年には第一桜島丸（自動車航送船）の建造と共に袴腰海岸の埋立工事に着工し、1943（昭和18）年に海上航送が始まった。住民同士の情報交流はもちろん果実をはじめ野菜などの鹿児島市内への輸送が飛躍的に増大して、大いに住民を潤すことになった。

“…～桜島から嫁嬢をとれば、枇杷や蜜柑は オハラハ— 絶えやせん～…”（鹿児島おはら節）

(c) 垂水・牛根

桜島からの避難者の救済に尽した功績は称賛されたものの、降灰による農作物の被害は壊滅的であり、河川氾濫・土石流による農地・道路・橋等の被害も甚大で、田畑復旧工事費43,000円（政府貸付金）・河川工事費71,260円（県補助金）・村負担金18,779円が投入された。これに依って農地の回復、道路の整備、河川堤防の修復、それに伴う現金収入など、住民は災いを福となして、被災以前の安穏なる生活を取り戻していった。（垂水市教育委員会,1988,2006）

(d) 輝北百引

牛根村と同様、桜島噴出物に依って9割の農地林地が被害を受け金額にして農地被害737,100円、林産被害145,880円と算定された。当地は畜産も盛んだったから馬餌が枯死したことも深刻で、果樹（蜜柑・柿・桃・梅）被害、養蚕被害など惨憺たる状況に陥った。

被害地は耕地整理組合を設立して県令に依る復旧工事に立ち上がった。天地返し料1.5円～2.0円／畝の請負。人夫不足で畑の整備が進まぬながら、整備後の畑では甘藷・大根・小麦の如きは噴火前に匹敵する収穫があり、多くの農家は久しぶりに愁眉を開いた。（永正孤峯私家本,1915）

(2) 生活支援策

被災した住民は家屋や耕地の修復に忙殺される傍ら、当面の生活のため土石流発生に伴う復旧砂防工事の賃金がえられ、炭焼きや薪売りの日々が続いた。また西桜島村では多くの島民が鹿児島市内に出稼ぎに出た。

県知事は農作物の被害調査と応急処置について、農商務省の鴨下技師に指導を仰いだ。麦、野菜、豆類、果樹類、煙草苗、砂糖キビ等について、きめ細かな指導がなされた。肝心の耕地

は降灰のため耕作できないことから、当面の生活支援策として、1家族1人より58歳まで金50円（58歳以上+4円/人）を支給し、さらに復旧が完了するまでを条件に15歳以上70歳の男子へは1日あたり白米3合、その他白米2合が支給された。

そのほかに降灰除去作業、天地返し作業、石灰散布など耕地回復対策に手厚い補助金や奨励金制度と共に耕地整理組合も設立されて、1年後には農作物の生産が始まったという。

なお、蜜柑や枇杷など柑橘類は全滅の状態であったため回復に相当な年月を要した。

噴火で打撃を受けたのは桜島以外にも、これに類した生活支援は肝属郡の牛根、百引、市成、恒吉、野方、垂水、新城など広範囲に及び、被災民に多大なる希望と意欲を与えた。

(3) 学校の再開

東桜島村では溶岩の下敷きになった瀬戸校（児童数313名）・有村川原校（同280名）の2校はやむなく廃校になったが、難を免れた改進黨（古里:119名）・芝立校（湯之:208名）・中央校（野尻:151名）の3校は2月24日に再開できた。宮原校（黒神:214名）及び分校（高免:44名）では降灰が90cmに及んだために除去作業に手間取り授業再開は5月1日となった。

西桜島村でも最も大きな桜州校（小池:1,040人）は被災したため、1915（大正4）年の復興まで児童は他地域に分散授業とした。桜峰校（西道:810人）及び分校（新島:35人）は無事であった。

噴出物による被害をまともに受けた牛根村では松ヶ崎校（児童数277名）が倒壊し、後日の土石流被害に見舞われた牛根校（同407名）は休校となり、児童は復旧まで境校に收容された。

3廃校は勿論、難を免れた学校でも児童数が半減したために、教員数が余剰となったことから、配置替え教員は出身地の学校を中心に転出せざるをえなかった。これらの経費には国庫補助金を充当した。

一方、避難先及び移住地では“分教場”を増設して対応したが、移住者の多い大野原（垂水）・大中尾（佐多）・中割（種子島）の3移住地では尋常小学校が新設された。

噴出物をまともに受けた牛根村では松ヶ崎校が倒壊、土石流に見舞われた牛根校も機能を境校に移すことになった。

(4) 生活用水道

移住先での生活用水は最寄りの河川水を唯一の水源としたが、何れの移住地も高台にあったために、婦女子は水くみ作業に非常な苦難を強いられた。悪天候の日には天水を使った。

移住地中割（種子島）において10数名の患者（腸チフス、赤痢）が発生するに及び、鹿児島県は5月20日付で熊毛郡長に急ぎ井戸を掘ることを命令した。

やがて簡易水道が整うに従い生活条件が好転していった。

(5) 石堀の修繕

地震によって倒壊した高さ6尺（1.6m）以上の石堀、防火壁等の撤去、修復又は新設が、鹿児島県令九号（大正3（1914）年2月2日）に依って届出制となった。つまり設計明細書を具して建設地警察署の許可が義務化された。

第3節 移住

噴火によって住む家はおろか畑地も溶岩に埋没されるなどして、移住を余儀なくされた罹災民の用地はどうするかが当局の大きな悩みとなった。

1 移住希望者

鹿児島県は桜島住民の移住希望者の数を当初元戸数の60%として計2,000戸、これに大隅地方の500戸を加えて総計2,500戸と見込んだ。

早速当時の谷口鹿児島県知事は上京して、官有地の無償譲与、被害地復旧費の貸与、罹災民移住費の補助、罹災地教育費の貸与等を政府に陳情した。その結果、全面的な理解が得られて移住が実現することになった。

桜島以外でも牛根村や百引村など、降灰により甚大な被害を被った地域からの移住希望者があった。罹災民の移住先には多種多様な意見があり議論を重ねた結果、表3-11のとおり国有地原野を中心に、鹿児島県から移住計画が発表された。

表3-11 主な指定移住地候補地

出典：鹿児島県, 1924 他

所在地（旧地名）	鹿児島県計画	
	耕作適地面積（町）	収容可能戸数（戸）
熊毛郡 北・中種子村内国有林	1,120.4	307
肝属郡 垂水村大野原国有林	33.2	140
〃 新城村前目北野国有林	179.9	88
〃 大根占村名邊迫国有林	209	71
〃 大根占村大中尾国有林	595	244
〃 田代村内ノ牧国有林	189	92
宮崎県西諸県郡 夷 守	111.8	55
〃 昌明寺	38.3	12
総 計		1,502

移住条件（鹿児島県）

桜島爆発に起因せる被災者にして現住所に居住し能ざるものは左の計画により移住せしむ
 移住せしむるものは左記各号の一に該当し意思強固にして復帰の念なく生計困難全戸移住するものに限る
 一 災害に依り土地家屋を滅失したるもの
 二 災害に依り家屋を失ひ容易に土地復旧の見込みなきもの
 三 災害に因り土地の生産力を失いたるもの
 四 前各号の一に準ず可き災害を受けたるもの
 同一戸籍内にあるものと雖も独立の生計を営み戸数割を負擔せるものは特に一戸と看做す

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋
 出典：鹿児島県, 1924

表3-12 移住希望先の調査結果

（3月8日現在） 出典：鹿児島新聞記者共著, 1914

△官有地希望者・・・1,248 戸

種子島・・・314 戸 肝属郡・・・714 戸
 始良郡・・・103 戸 曾於郡・・・ 9 戸
 日置郡・・・ 26 戸 宮崎県・・・ 82

△官有地外希望者・・・1,258 戸

鹿児島市・・・163 戸 日置郡・・・ 16 戸
 鹿児島郡・・・158 戸 薩摩郡・・・ 6 戸
 肝属郡・・・ 450 戸 伊佐郡・・・ 1 戸
 曾於郡・・・ 130 戸 出水郡・・・ 1 戸
 始良郡・・・ 98 戸 他府県・・・185 戸
 熊毛郡・・・ 39 戸 朝 鮮・・・ 9 戸
 台 湾・・・ 2 戸

これに基づいて移住先は希望者各自で決めることになった。すなわち、移住先には当局が指定した熊毛郡・肝属郡、宮崎県、朝鮮など上記の指定移住地と、移住希望者が任意に決める任意移住地に区分された。3月8日現在の桜島罹災者の移住先別調査結果は表3-12のとおりであったが、最終的には表3-13のとおり発表された。

表3-13 移住の実態 (大正4(1915)年6月10日現在)

出典：東桜島村, 1925、西桜島村, 1964

出身地	指定移住地		任意移住地	
	戸	人	戸	人
東桜島村	519	3,325	306	?人
西桜島村	364	2,292	380	?人
その他	118	628	1,385	?人
合計	1,001	6,245	2,071	14,587人

*任意移住地の個々の人数は不明

表3-14 指定移住地への移住内訳

上段：戸数、下段：人数 出典：鹿児島新聞記者共著, 1914

出身地	移住先	熊毛郡			肝属郡				宮崎		朝鮮	計
		中割	国上	現和	北野	名部迫	内之牧	大中尾	大野原	夷守		
東桜島	戸	28	34	4	88	71	64	223		7		519
	人	119	216	23	541	463	407	1429		47		3325
西桜島	戸	178	41	39			28		21	24	12	363
	人	1131	237	266			168		134	229	73	2292
牛根	戸		3									3
	人		12									12
百引	戸		20				21					41
	人		93				110					203
垂水	戸							63				63
	人							352				252
市成	戸		1							11		12
	人		4							52		56
西志布志	戸		1									1
	人		5									5
合計	戸	206	100	43	88	71	92	244	84	52	12	1002
	人	1330	567	289	541	463	575	1539	486	328	73	6,245

一方、東桜島村の資料では表3-14のとおり、移住戸数は713戸になっている。なお、溶岩埋没は免れても、降灰被害に復旧を断念した農家の移住も多かった。

また、各地に避難していた桜島住民の移転先は、種子島と肝属郡区のうち、現に桜島の降灰を浴びつつあった牛根村方面は除外し佐多・田代・根占地域が推奨された。

表3-15 東桜島村からの移住戸数 出典：東桜島村, 1925

単位：戸

移住先		免高	黒神	瀬戸	脇	有村	古里	湯之	持木	野尻	計
官有指定地	北種子(国上, 中割他)	3	18	26		7	4			10	68
	田代村(内の牧)			22	42						64
	新城村北野(花里)		3	6	17	51	9				86
	佐多村大中尾		52	170	2						224
	大根占名部迫(桜園)		71								71
	宮崎県雛守・真幸						5				5
指定移住 計		3	144	224	61	58	18			10	518
任意移住地	鹿児島市・吉田村		7	12	9	2	1				31
	鹿屋・花岡・高隈		37	26	34	12					109
	垂木・新城村		12	15	2						29
	花岡・大始良		10	20	7						37
	大根占・根占		5	5							10
	佐多・田代		1								1
	高山・串良		11	1	9	2					23
	東串良・大崎		2	1		2					5
	有明・志布志	1	12								13
	百引・市成		8								8
	福山・恒吉・野方	2	6			1					9
	大隅・末吉・財部				1						1
	郡山・蒲生・国分	1	6	3							10
	伊集院・田布施		2		1						3
	種子島安納/他	1	1				2				4
	県外		9			1					10
任意移住 計		5	132	83	63	20	3	0	0	0	306
移住者合計		8	276	307	124	78	21	0	0	10	824

表3-14と表3-15では員数に多少の違いあり

移住先の選定では、当局の案内で各戸の長老が2、3の候補地を巡検してから、各自責任で移住地を決める措置が取られた。

任意移住を選択した家族のその後の消息は必ずしも明確ではないが、個人的事情に依って“任意移住”を選択した人は、桜島島民の計686戸に対し周辺農家の火山灰等による罹災者は計1,385戸であった。

これら任意移住は、避難先に定着した家族あるいは郡役所、村役場等の紹介や個人的縁者等の勧誘に依る移住と思われる。

被害の大きかった牛根村では、任意移住者として垂水・新城・花岡・志布志・大崎・高隅・百引・市成・福山方面の親戚知己を頼って避難し、最終的に移住した家族も多かった。県の小屋掛け料40円の補助で家を見て開墾に精出したが、牛根地区から転籍した家族は197戸(1,391人)であったが、異郷での生活に疲労困憊して1、2年で帰郷した家族も多かった。

指定移住者数を図示したものが図3-5である。

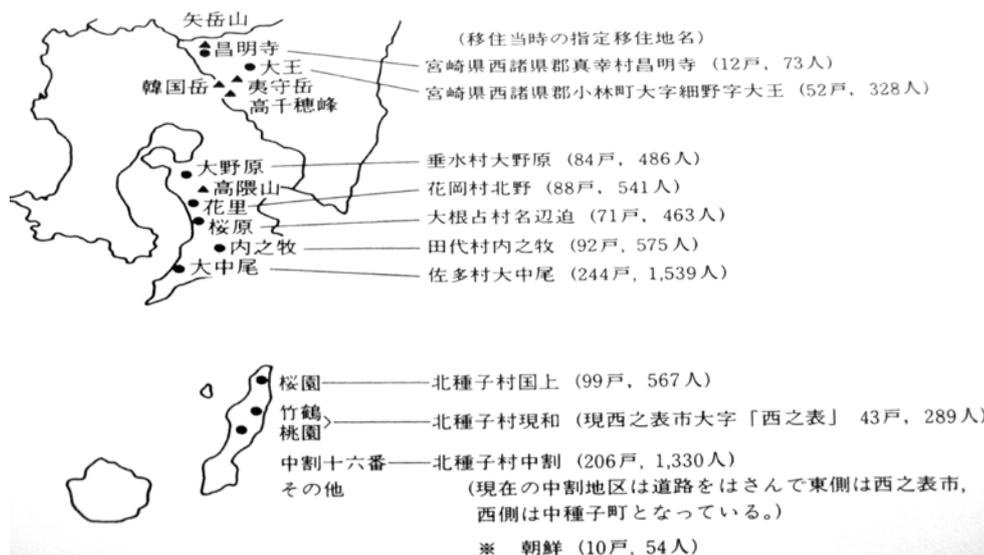


図3—5 桜島からの移住者 (大正4 (1915) 年6月10日現在) 出典: 橋村, 1994

五月県議会議案説明より(原文のまま) 出典: 鹿児島県議会, 1971

・・・移住に就きましては、ご承知の通り多数の罹災者が出ましたので、県に於ては之を適當の処に移住せしめ今日の災害を変じて永久に幸福なる生涯を送らしめたいと云う考へから、県は県外即ち台湾、朝鮮、北海道にも問い合わせ、県内及び隣県宮崎には吏員を派して各官有地を調査し、なお民有地にも種々調査を遂げ之を避難民に紹介して、各々其の好む処に移住せしむると云う方法を執ったのでありますが、其の結果種子島国頭・中割・現和の三ヶ所に三百七十八戸、肝属郡佐多・田代・大根占に五百戸、宮崎県難守・真幸に八十四戸、朝鮮に十戸、総計九百七十七戸を移住せしむることになったのであります。右の内家族と共に既に開墾に着手しているのが四百八十七戸で、他は目下小屋掛け中に属するものであります。而して右官有地以外に県の内外に自由移住を為したるものが、二千六百戸許りあります。(・・・略)

原文のカタカナをひらがなに改め、一部抜粋

これら移住地は、何れも地域住民の立ち入れない平地の少ない山地～丘陵地の奥にあたる国有地内に位置し、大勢の家族を養う農業生活を始めるには幾多の困難を極めた。

2 土地等の配分条件

指定移住地の土地測量等や移住民への土地配分は鹿児島県が直接行った。また移住者には家族数や開墾反別に応じて、罹災救助基金から移住費、農機具、種苗費、家具費、小屋掛費などを与えられ、食糧費は年齢や土地の状況により1日1人平均6～8銭を現金又は現品に換えて支給するとされた。

(1) 移住地の用途区分 鹿児島県条例

- 一、宅地
- 二、耕地

- 三、燃材林及び採草地
- 四、地区付属地（防風林・水源保護林地）
- 五、雑種地（牛馬埋葬地）及び墓地
- 六、道路敷
- 七、学校敷実習地及び学林地
- 八、寺院又は説教所敷及びその付属地
- 九、公共用地及び付属地・巡查駐在所敷・伝染病舎敷

(2) 宅地・耕地の配分

宅地：1戸当り平均で5畝（4.96a）

耕地：1町7反（1.68ha）以内を貸し付ける。

そして家族数や土地条件を考慮して配分するが、4人以下の家族には平均反別の20%減、5～7人の家族は平均反別、8～10人家族は15%増、10人以上の家族は30%増の配分とする。

森林原野の国有地の開墾は5年以内に終わらせる。（貸付けの期間：原則5年以内）但し事由ある時は2年延長できる。事業完成10年後に県所有権を個人に譲渡する。

(3) 燃材林及び採草地

1戸あたり5反歩（50a）の割合で地籍を定め、適当な管理方法に依り移住者に利用させる。移住事業完了後は県の所有権を町村に移譲する。

(4) 付属地（防風林・水源保護林地）

保護方法を設け、同様に所有権を地元町村に移譲する。

(5) 雑種地（牛馬埋葬地）及び墓地

地籍を定めて共同使用せしめて、同様に所有権を地元町村に付与する。

牛馬埋葬地は一カ所3畝（3a）あてを、墓地は一戸当り3歩（0.3a）を配当する。

(6) 道路敷

県道又は里道から移住地に通ずる道路は速やかに相当補助のもとに町村が造築し、維持管理する。県有に属する道路敷の所有権は町村に移譲する。

但し、耕作道は移住者で完成させ、幹線部分については所有権を地元町村に移し、利害関係者に維持管理させる。

(7) 学校敷実習地及び学林地

国民教育の施設については、出来るだけ県費補助のもとに既成学校を拡張して就学児童の収容をはかり、万止を得ない場合には新たに尋常小学校又は分教場を設置すること。

知事訓令

桜島爆発罹災者、今般貴村ニ移住セシムルニ付、村長ヲ臨時県出納吏トシテ左記ノ事項ヲ委任ス、右訓令スル

大正三年四月十四日
鹿児島県知事

記
一、小屋掛ケノ建築費ヲ支払ウコト
二、食糧費ヲ支払ウコト

谷口留五郎 印

出典：鹿児島県,1927

尋常小学校の新設は大野原・大中尾・中割の3移住地で、各校とも土地を配当し、元町村に所有権を譲渡する。

- 1 校地及び教員住宅敷 5反歩 (50a)
- 2 実習地 1反歩 (10a)
- 3 学林地 10町歩 (1,000a)

(8) 寺院又は説教所敷及びその付属地

神社、寺院、説教所の建立については立木の無償利用はもちろん、境内敷3反歩(30a)を神社財産として事業完成後に所有権を譲渡する。

(9) 公共用地及び付属地・巡査駐在所敷・伝染病舎敷

下記の通り地籍を定めて地元町村に所有権を付与する。

- 1 巡査駐在所敷 5畝 (5a)
- 2 伝染病舎 1反歩 (10a)
- 3 青年会及び夜学舎等 1反歩 (10a)
- 4 その他試作地として1戸あたり15歩 (1.5a)

(10) 耕地及び宅地内の立木

県に於いて処理し、必要に応じて移住者に分余する。わずかな雑木は借地者に処理させることができる。

(11) 移住者への給与

- 1 小屋掛け料
- 2 移住に要する実費旅費
- 3 生活に直接必要な家具及び農機具
- 4 荷物の運搬費
- 5 相当期間食費並びに油類代
- 6 差し当たり必要な種苗及び肥料代
- 7 共同欲漕



図3-6 入植当時の小屋掛け

出典：橋村, 1994

(12) 水量水質検査

水量を調査し、必要に応じて飲料水設備として井戸を掘削し又は簡易水道の設備をする。

(13) 農事小組合の結成

移住地住宅分布の状態に依り、20戸乃至30戸を以て農事小組合を組織させ、組合長及び副組合長を置き、共同輯睦農事の発達を計る。また各移住団地ごとに総代副総代を置き、農事小組合長及び副組合長間で互選し、町村長の承認を得て、専ら移民者に関する要務を処弁させる。

(14) 経営指導

移住地に関する指導監督のため、特に県農業技手を所轄郡衙に駐在させて、経営指導に当らせる。

(15) 移住地に関する公課

将来所有権を得た時点で負担させる。但し燃材料及び採草地に付いては利益享有の程度に応じて移住者に負担させる。

(16) 再移住の禁止

移住者が特別の理由なく一旦移住地より帰還した場合には、再移住を許可しない。

(17) 土地家屋の処分

移住者が原住所に所有する土地家屋に対する利用並びに処分に関しては何らの拘束を加えない。

(18) 所有権の移譲

県外に於ける移住地の所有権をその県に移譲しようとする時は前項に準じ相当条件を付ける。

3 移住の開始

(1) 種子島への移住

鹿児島県は桜島大噴火勃発直後から、熊毛郡長と下記のような桜島罹災者の移住に関する情報交信を行った。

熊毛郡長は1月17日の出県指示電に呼応して1月20日に3村長を伴い出発し、翌日から30日間余り県庁内での庁議に参画して桜島罹災者移住を決定した。帰島後直ちに郡役所は下記の救護策を決定し準備を開始した。

- 種用甘藷 500 石を寄贈する。
- 移住者は開墾等に専念し甘藷苗床準備不能が予想されるため、移住地付近の部落に於いて移住者1戸当たり苗床およそ15歩の準備一切を料金1円70銭で引き受ける。
- 小屋掛け材料について、移住地周辺の共有原野の茅を無料提供し、近郊部落では一両日の労力援助をなす。更に3村青年会婦人会員で縄式2,500房を寄贈する。

—熊毛郡長の情報発信記録—（平仮名文に直す）

1月17日

県より郡長へ○桜島罹災者の移住に関し協議の件あり。貴官及び三種子村長至急出頭ありたし。

2月2日

県より○種子島各村内部落有地に如何なる条件で移住させるか、その条件地目反別至急知らせ。

2月28日

県より○種子島への移民が決定。すぐ小屋掛けの準備されよ。今夜委員出発郡長の出県を待つ。同日郡長より…◎移住予定地3か所の移住戸数の概数をも不明では小屋掛け準備に支障あり。小屋掛け材料及び人夫に要する費用は寄付のほかは如何なるや、船来ず。返電を待つ。同日県より…○来県見合わせられたし。こちらから人を出す。もし現品支給ではなく、当地商人より用達するとすれば用意させる必要があり、何分賜わりたし。

3月10日

県より○27戸187人 12日夜立つ。天候が良ければ浜津脇（ハマツバキ中種子村の港）に着く。唐芋運賃共に42円40銭だけ購入し十六番（移住先：西之表村南端中割ナカワリ）に用意頼む。金は小屋掛けで繰り返え支払し、握り飯は要らない。詳細は文書で。

3月12日

県より○天候の如何に関せず西之表に着す。同日県より…○今夜197名出発させた。同日県より○今夜立つ船は浜津脇に上陸せず、西之表に上陸することに変更した。（種子島西海岸に面しており、この時期季節風で海域が荒れやすい）

3月13日

県より○小屋何棟できたか。同日郡長より…◎2軒出来た。1軒建築中。

3月14日

県より○4号棟16日午前中まで成功せられたし。成否待つ。

3月16日

県より○今夜30戸輸送し、天候よければ浜津脇に上陸させる。同日県より…○今夜37戸輸送し天候よければ浜津脇に立ち寄りこうせしむ。今夜の船で大工3人送る。残り6棟も成るべく同時に建築に着手されたい。

3月18日

県より○4号棟19日出来るか。クスウ（？）あれ。人夫不足なれば熟練者を雇い、工事を急がれたし。

3月19日

県より○食肥料の件は昨日電報で許可された。治療の件は当分済世会（病院）治療券に依れ。

3月25日

県より○国上（クニガミ：西之表村北部）移住地決定。準備のため移民30名選抜出来る見込み。居室差支えないか諸般手配あれ。同日県より…○今夜20戸輸送し、浜津脇に上陸させる。

3月26日

県より○国上後回し。現和（ゲンナ西之表東部）を移住地に決定したので、小屋掛け人夫約30名を近日先発させる見込み。諸般手配あれ。後日郡長より…◎国上を先に現和を後回しにされたし。時期尚早の恐れあり。尚、国上手配した。

3月27日

県より○今夜30戸輸送する。同日県より…○国上移民先発として28日21名、29日10名を派遣する。

3月29日

県より○移民先発国上行き45名、現和行き23名今夜派遣する。諸般手配あれ。小屋掛けは成るべく個別にしたい。青年会員を出し早く出来上るよう頼む。また中割移住者の内で国上へ転じたい者は許してよい。

4月1日

県より○国上・現和の移住者の住宅は、衛生上の都合もあり長屋をやめ1戸建てにしたい。

4月3日

県より○今夜の船で国上行き百引の想定30名派遣する。食糧は貴地で給与されたい。

4月10日

県より○125箇の斧注文した請求書回せ。

4月11日

県より○国上行き移住者12日30戸、13日30戸輸送し浦田（ウラタ西之表北西端の入り江）に上陸させる。春成技手の要求した先発者は国上か現和か。同日県より…○野木、小野方は衛生上の問題もあり成るべく1戸建てにされたい。また移民をも使用されたい。

4月28日

県より○国上行き百引（モビキ肝属郡輝北地区）移民23戸今夜出発させ、明日朝7時浦田に上陸させる。同日県より…○現和希望者合計42戸、国上合計114戸あり、小屋掛けこの分に止めよ。-----渡島以来初めて十数名の患者発生-----

5月20日

県より○中割の飲料水分析の結果宜しからず。急ぎ井戸掘らせ入費送る。・・・以下省略

避難民移住の第一陣は3月13日の30戸数で、悪天候で西之表港に上陸せざるを得ず、中割までの約15kmの山道を辛苦をなめて移り住むことになった。数回にわたり合計224戸の移住が終わり、5月末までに国上（桜園）101戸、現和41戸が移住した。移住者の上陸地となった西之表港、浦田港及び中種子村浜津脇では、上陸の都度、青年会婦人会は休憩所を設け、茶湯甘藷等で接待した。種子島における移住民は表3-16と集計されている。（1915（大正4）年6月末現在）

表3-16 種子島の桜島移民戸口等調

鴻峰校は新設校（中割） 出典：鹿児島県，1927

移住地名	戸数	人口	家築数	開墾反別
国上 桜園	86	529	82	73町880
西之表 桃園	30	207	30	30町100
西之表 竹鶴	13	68	11	10町550
吉田 平松	25	164	25	19町580
古田 木枯木	5	27	5	3町080
現和 屋久川	21	124	20	11町780
安城 中割	130	863	129	111町480
安城野木小野	26	211	23	33町850
計	336	2,193	325	294町300

表3-17 移住児童調 出典：鹿児島県，1924

学校名	男子	女子	計
燿城校	23	31	54
国上校	46	33	79
古田校	19	10	29
鴻峰校	82	78	156

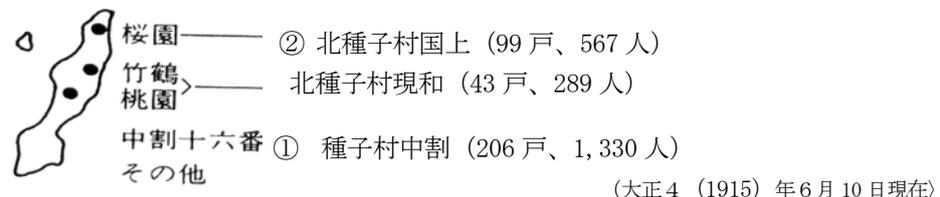


図3-7 種子島への移住者 出典：橋村，1994

熊毛郡長報告より

1 移住者の上陸地たる北種子村西之表港浦田港及浜津脇にては上陸の都度同所なる坂元浜津脇両報効農事に小組合に於て交互に青年会婦人会員をして種々便宜を与えしめ且休憩所を設け茶著甘藷を供して移住者をして満足せしめたるは感賞す可き挙なりし

なお、学童の教育一日なりとも疎かに出来ずと、鹿児島県は右のとおり、学校建設・整備の資金を提供した。

更に生活用水確保の井戸の掘削を下記のとおり認め、鹿児島からの技能者派遣を了承した。

桜園：23 桃園：10 竹鶴：2 大枯木：1
平松：2 屋久川：3 中割：14 野木小野：1

表3-18 学校建設等資金

出典：鹿児島県,1927

学校名	区分	金額
榕城校	整備	23 円
国上校		45 円
古田校		8 円
鴻峯校	新築	1,144 円

種子島への移住地は上記8地域に集約されているが、中から主な2地区（中割、桜園）の状況をまとめた。他地区もほぼ同様であった。

熊毛郡長報告より 伝染病の件

伝染病 4年1月平松同11月桜園に腸チフス患者発生し同年10月屋久川に赤痢患者発生したのみにして5年度は発生せず 医師は中割野木野は不便にして何れも1里乃至3里を隔て居るも他は皆10数町を隔つるのみ 熊毛一般に衛生思想に乏しく大抵の病気は売薬等にて我慢し居れり

a. 中割地区（種子島中部）



写真3-18 中割移住記念碑

種子島移住に同意する者を募り、第一陣が北種子村中割を目指して3月12日に赤生原・横山より30戸の家族を乗せて出帆し、翌13日に西之表港に上陸、10km余り南の浜津脇経由で更に6kmの山道を200m登ると中割に着く。第二陣は翌3月13日、小池集落の住民30戸（181人）、第三陣は横山・赤水・有村・脇・黒神方面より60戸が出発した。

その後も移住者は中割を目指し3月24日には150戸に増えて、最終的には206戸1,330人となった。（県報告では…戸数224戸の収容を以て中割官林の移住を終り…となっている）

それまで島を離れたことのない者の初めてののはるか彼方への船旅は、時節柄季節風が強く経験したことのない荒海の中を、おそらく死出の旅の思いであったろうと同情される。

今でこそ集落内に新種子島空港が開港し、尾根伝いに走る県道も国道並みに整備されているが、入植当時の雑草と灌木に覆われた密林の開墾は艱難辛苦の極みであったと想像される。

多少平らな道路沿いに1号棟から4号棟までの長屋が建てられて共同生活が始まった。ドン底の日暮らしながらも運命共同体の団結心は強く、徐々に生活を楽しむようになった。近くの高台には、現桜島港袴腰の神社と同名の立派な「月読神社」が祭られており、望郷の祭事は今でも継続されている。また近隣にはほかに平松と二本松の2箇所にも移住記念碑がひっそりと祭られている。



写真3-19 移住者の心の支え中割神社

1914（大正3）年入植と同時に新設された小学校は児童数 10 名 2 学級で始まり、大正 14 年度には 36 名 5 学級となった。戦後に改称されて鴻峰小学校になったが、校章には桜が使われ、校歌の一番には右のとおり桜島への思いが残されている。

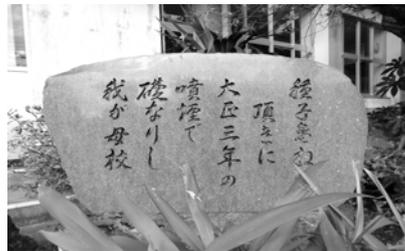


写真3-20 鴻峰小学校碑

鴻峰小学校歌
 潮しぶく南の
 種子島ねの頂きに
 大正三年の噴煙で
 礎なりし学び舎は
 希望の光映える窓
 われらの誇り
 鴻峰校校

中割地区は現在 20 世帯で、このうち桜島出身者は 6 世帯に減少して、小学校も平成 14 年度に休校になった。

移住 3 代目となる或る女性は、12 歳で横山集落から移住してきて 80 歳で亡くなるまで一度も桜島に帰ろうとしなかった祖母の心情を計りしれないと述懐された。

地域の労働歌（草切り節中割編）

～ アヨー 中割村には 脈々流れる 桜島の アヨ 血が燃える ～



写真3-21 現在の十六番（中割）付近

b. 桜園地域（種子島北部）

国上古仁ヶ田代（桜園）への移住は 1914（大正 3）年 4 月 13 日に始まった。桜園は西之表港から北へ約 12km の里道を歩き、更に 2 km 奥に入った標高 200m の丘陵地にある。当時は道ら

しい道はなかった。入植者は神社を建てて、その土地を桜園と名づけて故郷を偲んだ。

一部は中割からの再移住者といわれる。中割と同様に樹木の生い茂る山地であったが、15kmも行けば西之表の街に出られた。従って土地を開墾する傍ら、伐採した雑木で木炭を作り、その販売金で食糧や日用品を買うことができた。土地が広いため一時 336 戸 2,193 人に膨れ上がった。隣集落の柳原には間もなくして沖永良部からも移住してきた。桜島移住者の所に割り込んできたとのわだかまりが見え隠れする土地柄である。

桜園神社に建立されている部落創立七拾周年記念碑には「運命は自分が拓く人生行路は汗と感謝で」と銘記されている。桜園集落ではいま移住 100 周年記念事業を模索中とのことである。区長さんは百引村から逃れて来られた方であるが、「桜園には 86 家族が居たのに今は 23 家族に減った」と寂しそうに見えた。近くに川が流れて水田もあり、落ち着いた雰囲気土地柄である。近くの柳原、現和（屋久川）、安納、桃園、竹鶴地区などにも桜島集落が点在している。

桜園や桃園では、移住記念日に集落の広場に集まり、郡役所役場担当官の講話を求め、罹災当時を追想して相互の交情を温めたといわれる。

地域には整備された河川沿いには細長い水田がある。

(2) 肝属方面への移住

当時の陸上交通は県道佐多街道（佐多・鹿屋～国分 明治 44 年完工）と百引街道（百引～高隅市成方面）が通じていた。海上交通では、帆船が牛根村に 10 隻位いて、生活必需品運搬船として鹿児島へ往復していた。

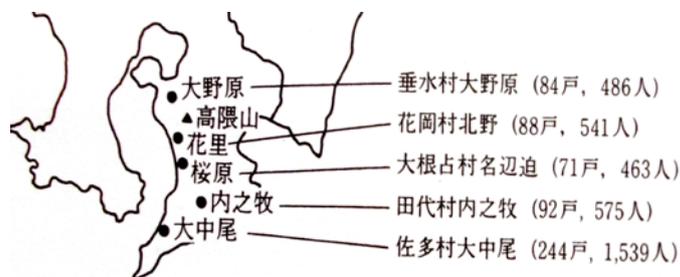


図 3-8 肝属方面への移住者 出典：橋村, 1994



写真 3-22 桜園神社（奥に記念碑）



写真 3-23 記念碑

a. 大中尾地区

1914（大正3）年4月から6月にかけて東桜島村黒神・瀬戸集落から223戸、百引村から211戸が入植して拓かれた土地で、最初14、5人の集団で開墾されたといわれる。

集落の中央にある公民館敷地内に移住記念碑が建っている。その碑文は途中で終わり完成していない。どんな言葉を刻みたかったのか、何を書こうとしたのであろうか。

自然条件が厳しく、200余戸で始まった集落も現在では50戸足らずの小集落になっており、移住に伴い建立された学校も、児童数20名足らずの小規模校になり、中学校は佐田中に統合されている。

当地は大隅半島の南部で標高500mの高台にあり、花崗岩体が迫る傾斜のある丘陵地の末端部に位置し、冬場の西風が厳しくて原生林伐採のときには防風林として相当の椎の木が残されたという。

その名残りが集落内の河川沿いに現存している。

東側高台には近年の国庫補助事業に依ってほ場整備なされ、西側では耕地と共に畜産業が軒を並べ、見間違ふほどに広大な土地が広がり、近くには風力発電の風車が10数台唸りながら異彩を放っている。



写真3-24 大中尾の中心部
（中央は地域の守り神椎の木）



写真3-25 大中尾公民館及び記念碑（奥）

大中尾移住記念碑
時惟大正三年一月十二日大噴火ニ
ヨリ吾等ノ祖先以来墳墓ノ地タリシ
東桜島村セ戸部落外忽溶岩ト化シテ
其影ヲ留メズ 家ヲ失イ衣食ヲ奪ワ
レシ 多クノ罹災：



写真3-26 移住記念碑

b. 田代村内之牧・久木野地区

田代村内之牧・中尾・久木野（移住92家族）は田代村の東端の山間で、雄川の源流付近に位置する。西桜島村資料によると、内之牧部落（52戸）及び中尾部落（31戸）に移住した人々は当初垂水村新城に避難していた西桜島村赤水と東桜島脇・瀬戸の避難者が主で、県当局と郡長の仲介により4月15日に全員が新城海岸を出発し、移住地に向かった。

移住に先立ち各戸1人あて現地に出かけ、小屋掛けを始めた。村民の同情を得て1カ月を要して各戸1棟の建設を成し遂げていた。

田代入植の理由は、“田んぼが開けそうだ。茶やキノコ栽培が出来そうだ。”であったという。(松山三蔵)

久木野部落(18家族)には西桜島村の藤野・武・西道・松浦・二俣などの人々で、当初船で重富村に上陸し重富小学校に収容されたが、溶岩には埋没されていない集落の出身者であったものの家は焼かれ、畑は厚い火山灰に覆われたこれらの人々が県との協議の結果、見も知らぬ土地を目指して鹿児島港を出港したのは5月13日であった。当時の湾内航路船で小根占に上陸した一行は、荷馬車を雇い、雄川沿いに約20kmの道程を1日かかりで移住地までたどり着いた。

先発隊が作った小屋を拠点にして、岩盤地帯の原生林と原野と竹藪の開墾は日々休みなく続けられたが、鋤だけに頼る開墾は困難の極みであった。合間を見ての炭焼き手伝いで現金収入があり、その年には甘藷の苗を近辺の農家から仕入れて植え付けができた。

日常の買い物は、10km下流の田代の街まで出かけざるを得ない状況であった。桜島の平坦な扇状地で育った人々には地獄に思われた。それでも桜島大根などは見事な出来栄で、多少の現金収入がえられたという。(西桜島村, 1964)

c. 大根占桜原地区(辺迫)

大根占村名辺迫(移住71戸, 463人)は、大根占北端の横尾岳(EL426m)の中腹、鹿児島湾に注ぐ神之川の源流に当る標高400m地点にある。



写真3-27 集落の中心になる記念碑



桜島黒神にある五社神社を祭る(桜原神社)

大部分が黒神からの移住者で、その第一陣は噴火後間もない1月14日の21人であったといわれる。その後県の移住計画に基づいて第2回目が5月18日、続いて3回目が22日で合計71名であった。住民の結束は固く、黒神にある腹五社神社の分社として、麦ワラ小屋の桜原神社を建立した。碑文には「大正三年桜島の大爆発に依って、この土地へ避難民である先人たちが家を焼かれ、全財産を埋没されて命からがらはい上がって来たのであります……」とある。神社裏の見事な椎の大木は移住当時から残るといわれ大事にされている。

集落は飲料水及び農用水の得やすい谷合いに作られるが、桜原の水源は集落から離



写真3-28 桜原遠景(西側より)

れた谷間の岩盤からの湧水を共同井戸として利用したので、水くみが大変な労働であった。簡易水道は10年後に出来ている。

当初は開墾して畑作中心の農業を営んでいたが、地区の公民館には「大根発祥の碑」がある。

入植3代目のある男性は、今まで桜島に行ったことはないと笑う。

最近では住民の数も20戸以下に激減して、畜産業に切り替えた所が多い。

買物ができる町は10km余離れた大根占或いは高須集落となり、移住当時の買い物は一日掛かりの難行であったという。

d. 花岡村花里地区

花岡村(現鹿屋市)花里地区は高須川上流(EL350m)、古江から北東約4km、高隈山(EL1,237m)の南西斜面に位置する山林と茅の密生する丘陵地で、耕地はその北方約2km上流の新城村(現垂水市)の北野国有地であった。

当地へは1914(大正3)年5月6日から同16日までの3回にわたり、東桜島村有村及び脇から合計88戸、541人が移住してきた。その大部分は温泉宿営業者で、農業に従事した人は少なかった。それでも慣れない開墾と農作業に明け暮れる毎日であったが、飲料水を得るために下方の谷まで降りなければならず、他の移住地と同様、水汲みが大変であったという。水道については、高須川上流の河内川に水源を求め貯水タンクに導水して解決できた。(橋村,1994,1980)

東桜島からの花里入植者は有51戸(306人)、脇17戸(125人)、瀬戸6戸(43人)、古里9戸(65人)、黒神3戸(19人)、湯之2戸(10人)の計88戸(568人)であった。花里入植の理由は鹿児島が近い、海が近い、鹿屋市が近い、魚の取れる古江港が近い等であった。「花里」の地名は当時の県知事に賜ったもので、「名を汚すこと無きよう」を合言葉に団結した集落であった。

“～昔しや 鹿児島め 小舟で1里、今ちや 古江に 素下駄で1里～…”(松山三蔵私家本,1993)

e. 垂水大野原地区

大野原は高隈山系の中腹、海岸から10km余、標高540mの高原で、諸所の凹地に樹木があるのみで数百町歩の茅原であった。平均気温15度で低地よりも3度前後低く霧の多い地区である。

移住は1915(大正4)年4月20日、垂水村から61戸と西桜島白浜集落から20戸、松浦から1戸、小池から1戸の合計83戸542名で始まった。

先ず住家作りが優先され、雑木を骨組に屋根と壁には「かや」を使うというゼロからの出発であった。この地の開拓は明治年間に始まったと云われ、西南の役、公課の賦課そして濃い霧等がもと



写真3-29 記念碑

で、一時期“廃村”になった経緯がある。

大野原が指定移住地になったのは他に遅れること1年1915（大正4）年であった。桜島に近く噴煙の影響が危惧されたのがその理由であった。逆に少しでも桜島に近いことが理由で、当時は人気が高かったといわれる。

入植当初は当然畑地の開墾から始まったが、家作り、道作り、水汲み場作り、燃料とり、農機具や苗の注文など何れも困難で手間のかかる作業であった。7月までは食糧費のほかに小屋掛け代・家具農器具費・油類代・種苗肥料などが与えられたので、桜島にある土地の災害復旧の見通しがつくまで入植するという期限付き移住の例もあった。集落は、東西400m、南北100～250mの範囲に基盤目状に作られたが、ほかの移住地と同様に水の問題があった。

谷間の流れ水を水源とするため、集落から遠く、女子・子供には水汲みが大きな負担になった。

学校は1915（大正4）年5月、移住したばかり慌ただしいある日、見知らぬ人（篠原嘉吉初代校長）が突然大野原に來られ時に大野原小学校の歴史が始まった。学校に校舎が無くては授業が出来ない。直ぐに土地の確保と部落総出の材料（柱用灌木と根材壁材の茅等）集め、幅9m×4m長方形の小屋作りが始まった。中央にイロリを配した生徒84名、先生1人の小学校で、机も黒板もなく地面が黒板とノートであった。（大野中学校、1982）

入植から20年、名実ともに自分の土地になる喜びは大きく、公民館敷地内に「土地所有権移転記念碑」を建立して、盛大にお祝いした。

(3) 宮崎県への移住

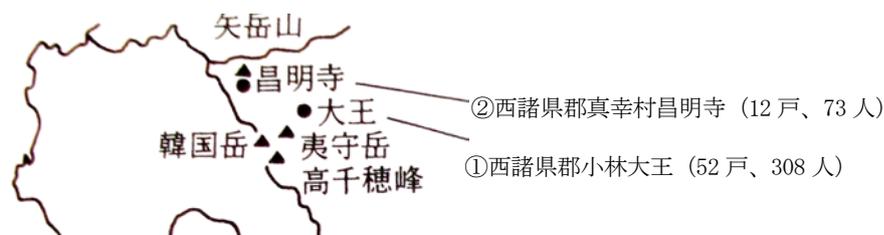


図3-9 宮崎県への移住者 出典：橋村, 1994

a. 西諸県郡小林大王

霧島山系の韓国岳の近くにある夷守岳（EL1, 344m）の麓にある大王集落に、桜島からの移住者が、艱難辛苦の日々を経て開いた土地がある。

1914（大正3）年5月6日を第1陣として、3回にわたって東桜島村が7戸47人、西桜島村からは29戸229人、百引村から若干名の合計52戸、延べ308人が移住してきた。

大王地区は国有林を伐採した跡地で、第一陣到着から7年かけて死に物狂いの開墾を続け、1921（大正10）年には107町歩余りの畑地を造成した。しかし、畑地の生産力は次第に減衰し、

日常生活用品の購入財源としての労賃稼ぎも次第に少なくなってきた。



写真 3-30 大王の移住記念碑

“稲を作りたい”という希望はみんなが持っていたことで、宮崎県の指導を受けて、開田用水路工事に着手し、1年後の21町8反歩を開田できた。さらに続いて1926（大正15）年5月には開田区域を5反4反歩に拡張することになった。

これまで移住者は協力して、血と汗の結晶ともいえる開田工事を進めてきた。工事に必要な経費は、開墾助成法に依る助成金、それに噴火時に支給され蓄えていた罹災民給与金を充てた。ところが、1991（昭和3）年9月にはこれらを全部使い果たし、移住者自身の奉仕で工事を継続することになり、1992（昭和4）年ようやく待望の田植えが行われた。

工事が遅れ気味で、6月末の遅まきの田植えとなり心配したが、水稻のまずまずの出来に移住者たちはやっと長年の努力が実ったことを身を以て感じた。

森林原野や竹林を開墾して畑に変え、さらに開田と取り組む労働は想像も出来ないほどの苦勞であった。こうしてようやく移住者の苦難の道に光が見え始めた。（橋村, 1994, 1980）

b. 西諸県郡真幸村昌明寺

標高739mの矢岳の南斜面、海拔400mの所にある昌明寺高山集落には、西桜島から12戸、73人が移住してきた。高山集落入口には吉田温泉があり、その近くに飲料水の水汲み場があった。働くことと食べることの為に家族全員が一生懸命であった。現在、桜島からの移住者の子孫は誰もいない。

開田が進み、用水路の施設が整ったのは1951（昭和26）、1952（昭和27）年のころで、集落の上に「ため池」が出来てからのことである。（橋村, 1994, 1980）

1915（大正4）年前後に移住した肝属・熊毛郡内の指定移住者への所有権無償譲渡は、1936（昭和11）年11月末までに住民608人に対し1,771町歩余り、一方の自由移住者375人への有償譲渡は539町歩余りに上り、所有権移転の登記が夫々完了した。

(4) 朝鮮全羅北海方面

朝鮮には西桜島村の小池24人、横山11人、赤生原8人、藤野3人の56人（10家族）が移住を希望した。西桜島村の資料では54人（10家族）が移住した。

県当局は特例として、旅費と1ヶ年分の生活費など合計1,713,550円の金銭的な支援をした。これら10家族のその後の消息は不明で、子孫の無事を祈願したい。